

明治初期岩手県小学校教育費の社会的組織化と 統制に関する研究（その一）

根 津 修 貴 雄
（岩手大学教育学部）

序 章

課題と対象

近代社会において社会諸階級・諸階層の教育要求が積極的な形で顕在化する時、それは教育費の問題——とりわけその社会的組織化の問題——として現われ、諸階級・諸階層間の教育要求をめぐる矛盾・対立は教育費をめぐるそれとして現象する。近代国家権力は、その歴史的形成・確立の過程において、自己の存立基盤である特定の社会階級の、特定の内容をもった教育要求を、ある歴史的条件の下において、すべての国民の共通の教育として組織・制度化しようとする政策的志向をもつ。したがってそれは、同時に教育費をめぐる矛盾・対立として現象せざるを得ず、国家は教育費の社会的組織化と統制において自己の支配的地位の確立を目ざすことになる。とりわけ近代統一国家の国民形成においてその目的意識的機関として性格づけられ、主要な役割を担わせられた小学校を、すべての国民子弟の教育機関として、全国的規模で創立・維持していこうとする歴史画期においては、その教育費の社会的組織化の課題は、その創出と

同時に統制という歴史的性格を帯びざるを得なかったであろう。すなわち、人民相互間の様々な教育要求における錯綜的矛盾・対立を含みながらも、基本的には国家権力と被支配層としての人民との対立関係のなかで、人民の教育費の社会的組織化の収奪と統制による国家教育費の歴史の成立という性格をもたざるを得ないからである。⁽¹⁾近代公教育制度の一環としての小学校を創設していく課題を負った明治政府にとって、小学校教育費の社会的組織化と国家的統制は極めて重要なものであった。同時に、その初期においては未だ脆弱な政治的・経済的基盤しか有していなかった明治政府にとっては、人民の教育要求の未成熟という状況ではあったにせよ、国家の教育要求を矛盾なく人民自らのものとして理解させ、人民自身に教育費を拠出・負担させる制度を創設していくことは、第一義的な課題であったといえよう。

その意味で、わが国の近代公教育の法制度的起点をなした学制——「学制」及びその教育理念を宣明した「学事奨励ニ関スル被仰出書」——は、机上の性格を有したとはいえず、そこに見られる政策的意識は、右の歴史的課題に応えようとするものであったといえるだろう。

周知の如く「被仰出書」は「学問ハ」「国家の為」ではなく「身

を立るの財本ともいふべきもの」であり、「学費及其衣食の用」を「官に依頼し之を給する」ことは「従来沿襲の弊」として否定する理念を表明したものであった。学制は、「学費」に関して、第八章ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以其費用ノ如キ政府ノ正租ニ仰クヘカラサル論ヲ待タス然レモ方今ニアツテ人民ノ智ヲ開クニ極メテ急務ナレハ一切ノ学事ヲ以テ悉ク民費ニ委スルハ時勢未ダ然ル可カラサルモノニアリ是ニ因テ官力ヲ計リ之ヲ助ケサルヲ得ストイヘル官ノ助ケアルヲ以テ従来ノ弊ニ依著ス可ラス」（第八章但書）⁽²⁾ というように、授業料納入とそれによる学校経費負担の原則を前提としながら、学費の民費負担を原則するものであった。

とところで教育を人民のものとし、従ってその費用を民費によるものとする学制の原則的考えは、教育政策の展開につれて、政策的極端にならねない矛盾の契機を、それ自体の内に蔵していたものであった。すなわち、国家権力の教育要求が特定の階級の利害を反映したものであり、その政策的展開が、人民の教育要求の生成・発展と矛盾・改立する側面を顕在化せざるを得ない現実的可能性の存在するという点からいえば、教育を人民のものとする考えそれ自体は、教育の国家統制にとって自らの政策的展開の障碍になりかねないものであったからである。にも拘らず、教育を人民のものとする考えを政策的に有効なものとして採用した必要性と可能性は次の点にあったと考えられる。

国家権力としての政治的・経済的基礎の不安定・未確立という歴史の制約から、小学校教育費の莫大な財源を人民の新たな拠出・負担金に依存せざるを得ないという客観的事情、国家制度的に組織されてきた従来の教育機関を支配層のもの、国家のものとして理解されてきた人民の「教育観」を「変革」⁽³⁾ せずには、この拠出・負担を期待することはできないと考えられたこと、そしてこれを可能なら

しめるとされたものは、国民皆学という形で、すべての国民が小学校教育に関係することを余儀なくされたこと、と同時に、人民の教育要求の未成熟、すなわち国家の教育要求と対立的に把握される人自身自身の自覚的教育要求の生成・発展の歴史的制約であった。したがって明治政府は、この明治初期においては、小学校教育費の社会的組織化を第一義的な課題としつつ、その過程において、この社会的に組織化される教育費を、国家教育費に制度化していく道を模索していくことになったといえる。

とところで、学制は、小学校教育費に関する諸規定を設け、その具体的展開を地方に委ねた限り、この小学校教育費の社会的組織化及びその統制という課題は、地方における現実的展開と関わって、そこにおいて派生してくる諸問題を、地方官を頂点とする地方教育行政的対応を媒介にして果たしていこうとするものであったといえよう。

小論は、この過程を明らかにすることを課題とするものである。この課題に関わる先行研究においては、次の諸点において不十分なものがあつたのではないかと思われる。

第一に、学制における学費の民費負担の原則に関して、この民費の公教育費への転化成立の契機として、その公法的徴収権の獲得を理解するという重要な方法的観点が提示されながらも、この民費自体が歴史現実的には多様な諸形態をとつたこと、それに照応して多義的な意味合いを持ったことにより、小学校教育費の社会的組織化と民費との関係が、必ずしも分析的に究明されてこなかったことである。⁽⁴⁾

第二は、明治初期教育政策史研究においては、中央の教育政策研究が主眼となりながらも、その総体的把握の方法として、いくつかの地方教育の実態を明らかにするという方法がとられながらも、それらは、一地方の実態の実証的研究を媒介にして追求するというよ

りも、地方的実態の無媒介的紹介になりがちな面をもっていたことであり、そのことは、右の小学校教育費と民費との関係を不明確にする一因でもあったと考えられる。

第三に、これらのことの当然の帰結とはいえ、先行研究においては、明治初期の小学校教育費の社会的組織化が、わが国の国家教育費（公教育費の歴史的形態）の成立にとつて、いかなる位置を占めていたのか、という点に十分な自覚をもっていなかったのではないかと考えられる。

小論は、こうした先行研究における問題性を、方法的観点としながら、明治初期—明治六年—一〇年代初め—岩手県における小学校教育費の社会的組織化の過程を、政策的な側面と実態的な側面から明らかにしようとするものであり、同時にそのなかで統制的契機がどのように創り出されたかをも併せて明らかにしようとするものである。

明治初期に当限定したのは、この時期が小学校教育費の社会的組織化が第一義的課題であったのに対し、明治一〇年代から二〇年代にかけては、その社会的組織化の一定の段階にたつて様々な政治的展開、地方制度的展開及び社会経済的発展と関わりながらも、全体として小学校教育の国家的統制的政策と密接に結合して展開されたと考えられるからである。

岩手県に限定したのは、岩手県が、明治初期において、全国的にもきわめて低い経済力であったにも拘らず逆説的にいえばまさにその故に、明治一〇年代においては学資寄付金において、その絶対額としても少なからざるものを蓄積し、その全国的位置も、低いどころか、明治一四—一七年においては、十位以内であり、人口一人当たりの学費寄付金、学資寄付人数の対人口比、学資寄付人一人当寄付金額も、全国平均をかなり上回るものであり（表1）これらに見られる学資金及び学校資本政策が、小学校教育費の社会的組織化と

統制、その制度化への過程において、どのような役割を果たしたのかを明らかにすることは、明治前期において成立したと考えられるわが国の国家教育費の成立過程を明らかにする上で基礎的な課題であると考られるからである。尤も、小論においては、前述した如く明治初期に限定したことによって、この課題の全体的追求は今後の研究に委ねざるを得ないが、その前提的作業として位置づけるものである。

第一章 小学校費と受業料

第一節 学制における小学校費

わが国の近代小学校の創設は明治五年の学制を起点として、国家の政策的主導による上からの組織化によって出発した。したがって小学校教育費の社会的組織化に関わる問題もまずは学制に規制されて生成・展開することとなった。ここでは学制における小学校教育費に関する諸規定を簡単に整理することを通して、その基本的原則がいかなるものであったかを確認しておくこととした。

学制は、学校経費の生徒支弁の原則を具体化するものとして受業料を性格づけ、受業料の生徒納入義務と受業料額を次のように規定している。

「第九章 諸学校ニ於テ需ツ所ノ費用ノ条件左ノ如シ

一 教師ノ歳俸或ハ其居宅ノ屋賃

一 学区取締給料

一 学校僕役入費

一 学校造営及修理ノ入費或ハ人家ヲ借テ学校トスル時ハ其借賃

一 学校諸器械教授器械或ハ修費

一 学校ニ用ル薪炭油筆紙墨ノ費

表1 学資寄付金表

	明治9年		明治10年		明治11年		明治12年		明治13年		明治14年				明治15年			
	A (円)	B	A (円)	B	A (円)	B	A (円)	B	A (円)	B	A (円)	B	C	D	A (円)	B	C	D
東京	24,670	2.8	28,638	3.5	25,429	2.5	10,691	1.0	6,444	0.6	4,631	0.4	0.18	2.3	5,231	0.5	0.19	2.4
神奈川	22,571	3.2	4,038	0.5	2,724	0.4	69	0.0	11,657	1.5	37,485	4.6	0.29	16.2	12,821	1.6	0.13	12.3
埼玉	45,796	5.1	4,255	0.5	13,967	1.5	3,822	0.4	11,479	1.2	4,690	0.5	0.16	3.0	4,177	0.4	0.15	2.9
群馬	50,897	9.4	82,508	15.3	86,406	15.3	36,552	6.2	29,917	5.0	46,013	7.6	6.52	1.2	39,669	6.5	0.33	19.7
千葉	621,527	58.5	56,956	5.4	15,628	1.5	6,891	0.6	9,588	0.9	24,143	2.2	0.49	4.4	22,086	2.0	0.52	3.9
茨城	4,421	0.5	1,980	0.2	8,303	0.9	8,612	1.0	—	—	31,908	3.6	0.65	5.4	8,649	1.0	0.34	2.8
栃木	539,559	101.6	19,808	3.6	4,879	0.9	7,700	1.3	5,187	0.9	10,417	1.7	0.29	6.1	14,181	2.3	0.49	4.8
山梨	11,020	3.0	8,160	2.1	9,410	2.4	16,106	4.1	7,998	2.0	5,752	1.4	0.28	5.0	5,851	1.4	0.30	4.7
愛知	69,371	5.5	59,101	4.7	62,014	4.8	59,671	4.6	72,782	5.5	80,554	6.1	4.5	1.3	80,436	5.9	3.78	1.6
静岡	89,200	9.5	9,775	1.0	11,691	1.2	10,527	1.1	41,006	4.3	72,465	7.5	2.56	2.9	30,543	3.1	2.18	1.4
石川	37,890	2.1	19,261	1.1	27,329	1.5	20,646	1.1	8,764	0.5	8,663	0.6	0.23	2.7	5,288	0.4	0.16	2.3
福井											5,707	1.1	0.16	6.9	1,505	0.3	0.11	2.5
岐阜	33,097	4.1	19,595	2.4	18,729	2.3	30,357	3.6	13,963	1.6	40,518	4.7	4.55	1.0	25,740	3.0	2.97	1.0
三重	7,336	0.9	2,868	0.3	9,482	1.1	3,895	0.5	20,943	2.5	92,954	10.9	2.09	5.2	27,620	3.2	0.87	3.7
大阪	6,998	1.3	—	—	3,578	0.6	2,620	0.4	2,101	0.4	10,597	0.7	0.09	7.6	10,345	0.7	0.20	3.3
京都	32,759	4.1	26,279	3.3	23,997	2.9	16,580	2.0	36,899	4.4	27,702	3.3	0.50	6.6	18,065	2.2	0.56	3.9
滋賀	59,027	8.6	70,390	9.9	21,710	3.0	17,793	2.4	11,952	1.6	14,432	2.3	0.40	5.7	3,401	0.5	0.23	2.3
和歌山	(35,076)	(2.3)	(17,065)	(1.1)	(6,663)	(0.4)	(27,292)	(1.7)	(9,601)	(0.6)	2,735	0.5	0.14	3.2	3,692	0.6	0.16	3.9
兵庫	8,749	0.7	5,101	0.4	3,655	0.3	7,642	0.6	11,419	0.8	7,066	0.5	0.20	2.5	6,463	0.5	0.14	3.3
高知	6,913	0.6	6,265	0.5	7,349	0.7	6,997	0.6	4,106	0.7	7,778	1.4	0.53	2.7	3,739	0.7	0.36	1.8
徳島									1,994	0.3	5,736	0.9	0.43	2.1	3,313	0.5	0.26	2.0
広島	6,504	0.5	7,310	0.6	1,071	0.1	1,485	0.1	1,829	0.1	4,337	0.3	0.39	0.9	6,879	0.6	0.35	1.6
岡山	7,900	0.8	4,582	0.5	4,063	0.4	1,902	0.2	9,328	1.0	7,058	0.7	0.32	2.1	11,644	1.1	1.85	1.3
島根	15,829	1.6	8,873	0.9	6,820	0.7	10,164	1.0	6,287	0.6	8,144	1.2	1.2	1.0	2,992	0.4	0.24	1.9
鳥取											3,434	0.9	0.13	7.5	1,259	0.3	0.23	1.5
山口	10,774	1.3	13,717	1.6	8,088	0.9	4,645	0.5	6,613	0.8	30,128	3.4	1.39	2.5	23,301	2.6	2.72	1.0
愛媛	12,841	0.9	17,354	1.2	20,502	1.4	38,676	2.7	38,722	2.7	35,189	2.4	1.16	2.1	24,548	1.6	0.72	2.3
長崎	14,161	1.2	23,580	2.0	15,053	1.3	8,959	0.8	18,728	1.6	17,974	1.5	0.39	3.8	16,522	1.4	0.39	3.5
熊本	*110,683	*11.4			31,148	3.2	4,661	0.5	6,231	0.6	9,255	1.0	0.40	2.4	5,458	0.6	0.37	1.5
鹿児島	*3,544	0.3	5,977	0.5	31,439	2.5	95,024	7.5	16,476	1.3	6,903	0.5	0.34	1.6	4,659	0.4	0.23	1.6
大分	52,855	7.4	12,458	1.7	23,386	3.2	6,906	1.0	12,749	1.7	19,349	2.6	1.16	2.3	3,737	0.5	0.32	1.6
福岡	37,177	3.8	9,658	1.1	35,337	3.4	31,564	3.0	23,768	2.2	19,133	1.7	0.54	3.2	6,302	0.6	0.11	0.5
新潟	31,437	2.1	35,781	2.4	40,039	2.6	86,776	5.6	20,170	1.3	83,605	5.4	1.89	2.9	74,620	4.8	2.68	1.8
長野	11,304	1.2	21,847	2.3	26,243	2.7	12,031	1.2	13,462	1.3	35,289	3.5	0.68	5.1	32,925	3.2	0.50	6.3
山形	7,923	1.2	7,841	1.2	20,069	3.0	9,525	1.4	48,251	7.1	41,079	6.0	0.86	7.0	14,906	2.2	0.38	5.7
宮城	8,777	1.5	3,317	0.6	3,546	0.6	6,778	1.1	4,087	0.7	15,038	2.4	0.65	3.7	6,289	1.0	0.39	2.6
福島	9,591	1.2	43,641	5.6	15,703	2.0	8,732	1.1	17,515	2.1	34,971	4.2	0.88	4.8	11,746	1.4	0.41	3.4
秋田	3,269	0.5	9,641	1.6	9,769	1.6	2,436	0.4	1,574	0.3	3,221	0.5	0.07	7.7	1,681	0.3	0.05	5.5
青森	925	0.2	3,265	0.7	5,848	1.2	5,391	1.1	12,959	2.7	19,918	4.1	1.17	3.5	4,409	0.9	0.39	2.3
岩手	23,809	4.1	28,180	4.8	13,241	2.2	16,829	2.8	13,400	2.2	39,215	6.5	1.98	3.3	33,806	5.5	1.72	3.2
合計							646,946	1.8	590,592	1.6	977,261	2.7	1.01	2.7	634,890	1.7	0.79	2.2

A: 学資寄付金額 B: 対人口比学資寄付金額 C: 対人口比学資寄付人数 D: 対学資寄付人数学資寄付金額
 *: 明治8年の値 明治9年～明治13年の和歌山県欄の数値は、和歌山県と堺県の合計値である。
 明治12年以降の沖繩県、明治15年の函館・札幌・根室県は省略した。文部省第4年報～第10年報より作成。

一 試業ノ入用
 一 体術器械ノ入用

此数件ノ全費ハ生徒之支弁スヘキモノナリ然レモ悉ク生徒ヨリ出サシムルトキハ生徒ノ力及ハスシテ学業之カ為ニ滞稽スヘシ故ニ官ヨリ幾分ノ受業料ヲ納メサル可ラス

第九十四章

(中略) 小学校ニアリテハ一月五十銭ヲ相当トス外ニ二十五銭ノ一等ヲ設ク

同時に、学制は、生徒ノ家計的条件、学校の条件を勘案した受業料納入・徴収の弾力的緩和の規定を次のように設けている。

〔第九十四章本文〕但相当ノ受業料ヲ納ル能ハサルモノハ戸長里正之ヲ証シ学区取締ヲ經テ其学校ニ出シ許可ヲ受クヘシ

第九十五章

一家二人ノ子弟ヲ学校ニ入ル者ハ戸長若クハ里正ノ証ヲ待タスシテ其由ヲ陳シ下等ノ受業料ヲ納ムヘシ三人以上アル時ハ二人ノ外受業料ヲ出スニ及ハス

第九十六章

諸学校ニ於テハ第九十四章定ル所ノ受業料ヲ以テ便宜ヲ計リ其学校ヲ保護スルコトヲ要スヘシ然レモ生徒ノ多少ト学校ノ高下トニヨツテ其保護スルノ費過不足ヲ生スヘシコレハ其校ノ情態ニ応ジ少シク受業料ヲ斟酌スルコトヲ妨ケナシトス

但(中略) 中小学校トイヘモ学区人民ノ貧富等ニヨツテハ少シク斟酌スルモ妨ケナシ

以上が学制における受業料の一般的原則と見なすことができる訳であるが、学制はこれを直ちに実施するものとして把えているものではなかった。

すなわち、学制における小学校受業料に関する上述の如き原則——その最も特徴的なものは第九三章の規定である——は、少くとも、小

学校教育を人間個人のものとして把握する前提として、封建的共同体的規制から解放され、私事を新たな社会的諸関係の下で共通の事として組織しようとする近代的個人の社会的存在、及びその経済的条件としての商品・貨幣経済の社会的展開・成熟を必要とするものであったといえよう。ところで、学制期の日本においては、このような条件は成熟しているどころではなかったから、このような原則を現実化することはおよそ期待できるものではなかった。したがって、そうした歴史的制約をそれなりに反映してか、学制には次のような規定——一般の原則を修正する規定——を設けているのである。

〔第九十七章 定ル所ノ受業料ハ当今ニアリテ一概ニ行ハレサルコトアラハ便宜ニ随ヒ各區ノ情態及学校ノ事情ニヨリテ暫ク下等ヨリ少ク定ムルコトアルヘシ〕

〔第九十八章 凡学校ヲ設立シ及之ヲ保護スルノ費用ハ中学ハ中学区ニ於テシ小学ハ小学区ニ於テ其責ヲ受クルヲ法トス故ニ官金ヲ以テ之ヲ助クルモノハ学区ヲ助クルモノナリ 区ノ情態ニヨリ人口ニ平均シ毎年出金セシムルカ或ハ一時富人ヨリ出金セシムルカ或ハ地方ニテ旧来ノ積金等学校ニ費ヤシテ妨ケナキモノアルトキハ其金ヲ以融通セシムルカ其他幾様ノ便宜ハ土地ノ事情ニ随フヘシ〕

この二つの規定は、形式的には先の原則を補完するものとして位置づけられているが、先に述べた歴史的制約からすれば、むしろこの二つの規定こそ現実の意味をもち得るものであったといえよう。尤も第九七章ですら、それが現実化するには、先の前提条件の生成と発展の方向へ、この歴史的制約が現実的に切拓かれる場合において可能なことであった。これが現実において困難となれば、小学校教育の、したがってまた小学校教育費の社会的組織化は、その初めから、緩慢にしか解体しない、あるいは国家的に温存される旧来の共同体的規制の諸形態に依拠して展開されざるを得ないであろう。まずここでは、明治初期岩手県において、学制におけるこの二つ

の規定、とくに受業料に関する規定が、どのように実施・展開されたかを明らかにしていこうと思う。

第二節 小学校開設当初における受業料

岩手県において学制に基き小学校の設立が始まったのは明治六年三月頃であった。県は戸籍区における小区をそのまま小学区として据え、各小区に小学校を設立する方針を立て、先ず「管内粗町立候場処」一三ヶ所に、同年末から翌七年一月にかけてはさらに六三校を開校させる計画がたてられ、以後明治一〇年までに、約五百校の小学校の設立をみている。⁽⁸⁾

県は小学校創設に伴う学校経費（設立・維持費）をどのようにして支弁するかに関しては、当初において明確な考えと具体的方針をもっていた訳では必ずしもなかったようである。明治六年三月二三日の文部省宛「小学校設立之儀ニ付伺」においては、「抑最初一小学区毎ニ一小学校設立之経費は村高割又は人口割ニ取計候積ニ候村高ニ割合候得ば地子免除或は田畑所持無之者は出銭可為致様無之人口ニ割合候得ば貧家も富家同様之出銭ニ相成 去迎毎戸之貧富ニ差等ヲ附候義は実際において難行届 何れにして仕候ても不公平ニ候間右ハ不日地券金高も相定候義ニ付地券金高ニ割合而課出取計候積ニ御座候」とされるように、地租改正による地券金高の決定にもとづく課出の案が示されているが、当面は村高割または人口割のつもとされしているものの、いずれも「不公平」であるとして逡巡している様子が窺い知れる。尤もこうした事情は地方制度の未確立な当時の状況の下では学校経費ばかりなく民費課出とされた地方における区費についても同じであった。⁽⁹⁾

しかしながら受業料については、県は明治六年五月「小学校規則」の第一〇則において次のように定めた。

「月謝四等ニ分ケ、上等ハ一ヶ月金二十五銭、中等十二銭五厘 下等六銭二厘五毛宛差出スベキ事 但貧ニシテ筆墨紙モ調ガタキ者ヲ以テ下々等トナシ 右下々等ヲバ戸長以下村吏トモ篤ト取料シ 情実相違無之者ハ月謝ヲ取徴セズ 却テ筆墨紙ヲ分与シテ修業イタサスベシ」⁽¹⁰⁾

これは前述したように学制における受業料規定の一般的原則によるものというよりも、第九七章の規定を具体化したもの、いわば岩手県の学区の「情態」、「学校ノ事情」によって定めたものといえるであろう。

それでは、明治六年に開校された小学校における学校経費の実態は如何なるものであったかをまず開校伺でみてみよう。

第一は、受業料収入を学校経費の主要な地位におくもので、稗貫郡大迫村小学校にみられ、そこでは「経費之儀者別紙凡積書見込相立候迄ハ寄付金も有之候得共 先以生徒受業料ヲ経費ニ充置」⁽¹¹⁾（六月）とされている。

第二は、まず受業料徴収を原則とし、従来の小学校内貯蓄銭で補充し、不足を委託金及び学区内募金で賄うというもので、盛岡字日影門外第一番小学、盛岡字上衆小路第二番小学にみられる。前者の開校伺は、次のようなものである。⁽¹²⁾

〔略〕

一、教員五人給料 二百四十円 但一人給料四円ツツ

一、生徒受業料 一ヶ年六十八円十銭 但一人一ヶ月受業金二十五銭⁽¹³⁾より同二十銭（二銭の誤りであろう）筆者）ニ至ルマデ

一、学校費用

書籍器械等入費 一ヶ年 百二十円

營繕入費並諸雑費 一ヶ年 九十六円

世話掛一人給料 一ヶ年 二十四円

小使二人給料 一ヶ年 三十六円

右費用総計一ヶ年金五百十六円

勉ニ金二十七円三十一銭三毛 小学区内貯蓄銭

金六十八銭十銭 一ヶ年受業料

小以九十五円四十一銭三毛

差引金四百二十円五十八銭九厘七毛不足

此内御委金百円払之積、不足金三百二十円五十八銭九厘七毛 小学区

内募金ヲ以仕払之見込(以下略)(十月)

第三は、第二の場合における不足を委託金及び学区内割賦で賄う
というもので、閉伊郡横田村学新町第一番小学にみられる

〔略〕

一、教員四人給料 一ヶ年金百二十円 但一人円給金二円五十銭

一、生徒員数 百九十名

一、生徒授業料 一ヶ年金七十五円十二銭 但一人一ヶ月受業料金十二

銭五厘ヨリ一銭ニ至ル

一、学校費用

書籍器械等入費 一ヶ年 金九十六円

營繕入費並諸雑費 一ヶ年 金五十八円

世話掛 一人給料 一ヶ年 金二十四円

小使 一ヶ年 金 十八円

右費用総計一ヶ年金三百十六円

勉ニ金七十五円十二銭 一ヶ年生徒受業料

金十七円二十七銭四毛 小学区内貯蓄銭

合金九十二円三十九銭四毛

此内御委金二十四円遣払之積 残百九十九円六十銭九厘六毛ハ横田村

総反別ニ割付出之積(以下略)(九月)

第四は、受業料と寄付金で学校経費を支弁しようとするもので、

第七区(紫波郡)東長岡村小学校、赤沢村小学校、彦部村小学校、
第一四区(和賀郡)滑田村小学校等にみられるものである。滑田村
小学校の開校伺は次の通りである(他三校も同様の旨、形式である)。

〔略〕経費之儀ハ別紙分凡積書之見込相立生徒受業料ト寄付金トヲ以
経費ニ充置(略)

(別紙)小学校入費一ヶ月分積書

一金 二円五十銭 下等教師一名月給

一金 一円五十銭 僕役一人月給

一金 一円 薪炭油

一金 一円 筆墨紙

一金 一円 屋賃

合六円五十銭

外 書籍器械之儀ハ追々寄付満金之上取調相伺可申上候

これらにみる限りでは、学校経費は、委託金を別として、受業料
と学区内寄付金ないし割賦金によって支弁することが基本とされて
いる。その際、受業料徴収の原則は一応守られているものの、県の
「小学校規則」に即したものである一方、横田村の「十二銭五厘ヨ
リ一銭ニ至ルマデ」と規則より低く定め、県はこれを認め督学局へ
提出しているように、県当局自身、規則を絶対視していた訳ではな
く、各学区の事情を認めていたといえよう。

尤も、これらは開校伺に記載されたものであるもので、実態をその
まま表現したものとすることはできない。六年当時の実態を示す直
接の資料は現在では殆んどみられないのであるが、次に示す横田村
第一番小学校に関する資料は、先の開校伺にみる受業料額が、学区
の実態を反映したものであることを推測させる。

〔略〕右学校来ル廿五日より開校相成候につき男女を不論六歳以上

十三歳の者は御規則の通一般入学為致授業料は新貨五十銭と廿五銭之二等を以て取立 右にて学校諸入費可相弁答の所右にては一時難儀の者も可有之に付 詮議の次第有之 当分の内十三歳以上にては小学校課目丈の学問致度者は入学差許し 且授業料は大家廿五銭以上 中家十二銭五厘以上 小間居は二銭の割合を以て月々生徒より取立可申 其内一戸にて二人以上入学の者は何人にては只二人分の授業料而已にて其余は差出すに不及候尤極窮之者にて差出兼候者も有之候はゞ戸長の連印を以て学区取締江可申出（略）尤入学致候者は左の雛形に倣し証書差出可申候（略）

これは県の学区取締への達と思われるが、「来ル廿五日より開校」とあるのは、明治六年五月二五日であるから「小学校規則」制定時期に照応しており、その具体化であろう。しかし同校の開校当時、右の「証書」を出して入学した三〇名についての資料をみると、県の方針とはずれたものであったことが知られる（五月末には二〇〇人に達したとされるが、それらについては不明）。

「開校当時の入学者氏名」

(住所)	(氏名)	(年齢)	(授業料)	(職業)
六日町	金 貞吉	十二	月々	
同	佐々木 源六	十	〃	商
同	長山 久太郎	〃	〃	商
新町	市川 栄之助	九	〃	工
(中略)				
裏町	村上 ひて	八	永六十文	
新町	藤田 藤太郎	十二	七銭	
横田村	富岡 常治	十五	二百文	
新町	菊池 久吉	十三	一銭	
三谷町	堀切 正志	十一	百文	
六日町	長山 門藏			

穀町	伊藤 清九郎	七	五銭	商
同	新谷 勝太郎	十一	四銭	
同	〃 多き	十	十銭	
同	〃 いと	八		
同	赤羽根 市次	十一	三銭	
同	池田 伊四郎	十一	四銭	
穀町	菊池 嘉助	七	五銭	
〃	佐々木 幸吉	九	五銭	
同	長谷場 つね	九	五銭	
同	菊池 金五郎	八	四銭	
同	山瀬 喜太郎	九	五十文	
同	岩崎庄右衛門	九	永廿文	

ここにみられる授業料は一銭〜二百文（二〇銭）であり、「中家十二銭五厘以上」の者は僅か一名にすぎない。恐らく、二〇〇名に達したとされる大半も、これに近いものであったろう。そうしてみると、前出開校伺の「一人一ヶ月授業料金十二銭五厘ヨリ一銭ニ至ル」は、こうした実態を反映したものと推測することができる。

また、大迫小学校では「創立以来明治八年マデハ資金ノ充備ナク校費ノ都合ニヨリ止ムヲ得ズ貧富差等ヲ設ケ生徒一名ニツキ二銭ヨリ十五銭マデノ授業料ヲ課シ」ていたとされる。

他方、授業料と並んで、或いはそれによる不足を補うものとして、学校経費において事実上主要な地位を当初から与えられたのは、学区内人民による寄付金ないし割賦金であったが、明治六年末と推定される文部省宛「小学設立之數書儀付申上」によれば、当分の内は、寄付金によるが、地租改正後は割賦金による方向が示されている。

「管内普及之小学校ハ追々別冊ノ見込ヲ以テ設立之積ニ御座候得共不取敢設立之小学校員數並經費左ノ通取極置 經費ハ当分之内受業料寄付金ヲ以支消イタシ候事(略) 学校ノ經費ハ、不日地券金高相定候間一小区限り其金高ニ割賦シ、時宜ニ寄り生徒之受業料ヲ以テ割賦ノ現數ヲ減シ候事 但經費定額ハ印今設立小学經費積ヲ以テ目的トシ、其所人口之多少並村町ノ貧富他實際上ノ便宜ニ寄り増減有之事」

ここにいわれる「即今設立小学經費積」とは、一小学校一ヶ月經費三八円五〇銭、一ヶ年四六二円とされたものであり、その内訳の費目は、上等・下・教師各二名教師給料、教師居宅屋賃、書籍器械、学区取締一人給料、薪炭田油筆墨紙等諸雜費、試業入用、学校屋賃、僕役二人給料が含まれている。

第三節 県の受業料徴収方針と実態

明治七年三月二十九日、県は「小学校開学ニ付布達」⁽¹⁹⁾で受業料を大一家二五銭以上、中家一二銭五厘、小間居二銭と改正したが、八月二二日には、「生徒受業料ニ付達」において、大家五〇銭、中家二五銭以上、小家五銭以上と再度改め、受業料の増徴を図っている。この改正がどのような経緯でなされたのかは不明であるが、それは学制第九七章に基く方針を修正し、学制の学校經費における受業料中心主義(一般的原則)を選択するという性格のものであったといえる。この方針変更が、開校伺にどのように反映し、また実態がどのようなものであったかをみてみよう。

第一に、受業料を「五十銭ヨリ五銭」と県の方針を開校伺に記載し、不足額を小学区内反別賦によって賄うとしているものに、新堀学校(第九区・神貫郡・七年一二月)⁽²¹⁾、下鱒沢小学校(第十二大区十

小区、八年二月)、似内学校(第八大区六小区、七年一二月)、土沢学校(第一一大区一小区、八年一月)、泉屋敷学校(第八大区二一小区、八年四月)、戸塚学校・八重畑学校(第七大区五小区・同六小区・八年五月)、高田学校(第五大区六小区、八年九月)等がみられる。下鱒沢学校開校伺は次の通りである。

〔略〕

一 教員給料 一ヶ年金三十円 但一人月給金二円五十銭
一 学区取締給料 一ヶ年金二円四十銭 一ヶ年金二十四円 十学校ニ割此如

但一ヶ月 金二十銭

一 生徒員數 四十名

一 生徒受業料 一ヶ年 金三十円 但一人一ヶ月受業料金五十銭ヨリ五銭迄

一 学校費用

書籍器械入費 一ヶ年 金三十円

營繕入費並諸雜費 一ヶ年 金二十円

右費用總計一ヶ年 金八十二円四十銭

内 金二円四十銭 御委托金

金三十円 生徒受業料

差引 金五十円 不足

此ハ村反別割賦ヲ以支給ノ見込」

第二は、県の方針を開校伺にそのまま反映させていないもので、川目学校(第一大区九小区、八年七月)は「一ヶ月金五銭ヨリ三錢」⁽²⁸⁾、岩崎学校(第十大区四小区、八年十一月)は「二ヶ月十錢ヨリ錢迄」⁽²⁹⁾、北寺林学校(第八大区二小区、八年八月)は「自十錢ヨリ五錢ニ至ル迄」⁽³⁰⁾、高松学校(第七大区十小区、八年九月)は「一ヶ

月金五銭宛⁽³¹⁾とされている。川目学校の開校伺は次の通りである。

〔略〕

- 一 教員一人給料 一ヶ年金三十円 但一ヶ月金二元五十銭
- 一 生徒員数 三十名
- 一 生徒受業料 一ヶ年金十二円 但一人一ヶ月金五銭ヨリ三銭ニ至ル
- 一 学校費用
- 書籍器械等入費 一ヶ年 金十円
- 営繕入費並諸入費 一ヶ年 金十円

右費用総計一ヶ年 金五十二円

如二

金十二円 一ヶ年生徒受業料

差引四十円一ヶ年不足

右不足之分へ小学区内高割付課出ノ見込

以上の如く、開校伺においては、県の方針を遵守したものと、しなかつたものとが見られる。これらはいずれも県によって認められているが、後者の開校伺は、八年七月以降であり、「五十銭ヨリ五銭」という方針が学区の現実と矛盾をおこしていたと推測され、いずれも「当分開届」という形で県に認められているものである。

しかしながら、これら両者のいずれの場合においても、生徒一人当りの受業料納入平均額は、前者で五〜七銭、後者で三〜八銭であり、差異は殆んどみることではできず、開校伺上の違いは実態における本質的な違いを表すものではなかつたといえる(表2)。

また岩手県下の明治七〜八年の各学校の受業料生徒一人当り平均納入額は、五銭未満の学校が圧倒的に多いのが実態であった(表3)。さらに、開校伺以外から、受業料の徴収実態をみると、雫石学校・繫学校(第四大区一小区・同二小区)では、上家一〇銭、中家七銭、下家五銭、下々戸三銭、極貧は不徴収の代わりに「僕役同様

表2 開校伺にみる生徒一人当り平均受業料

学 校	受業料規定	受業料収入額	生 徒 数	一人当り平均受業料
新 堀	50銭〜5銭	148円60銭8厘	258人	4銭8厘
下鱒沢	〃	30円	40人	6銭2厘5毛
土 沢	〃	56円25銭	84人	5銭5厘6毛
似 内	〃	54円50銭	71人	6銭4厘
泉屋敷	〃	42円	70人	5銭
戸 塚	〃	84円60銭	124人	5銭6厘9毛
八重畑	〃	83円40銭	132人	5銭2厘7毛
高 田	〃	30円	約50人	5銭
川 目	5銭〜3銭	12円	30人	3銭3厘3毛
北寺林	10銭〜2銭	59円40銭	(延793人)	7銭4厘9毛
高 松	5銭	48円	80人	5銭
岩 崎	10銭〜2銭	127円68銭	279人	3銭8厘1毛

「明治八年学校事務回議」第一号、第二号、第三号、第五号、「明治八年回議綴」第七号、第九号より作成

表3 平均受業料(一ヶ月)

一ヶ月生徒一人平均受業料	名料	学校数
0		5
1銭未満		7
1銭以上・2銭未満		19
2 〃 3 〃		36
3 〃 4 〃		20
4 〃 5 〃		7
5 〃 6 〃		6
6 〃 7 〃		4
7 〃 8 〃		2
8 〃 9 〃		2
9 〃 10 〃		2
10 〃 15 〃		3
15銭以上		2
計		115

「県下学校毎生受業料明細表〔一ヶ月毎生受業料〕」より作成
 (『岩手県教育史資料第三集』100〜101頁)

校内掃除等」が課されており、煤孫学校(第一〇大区五小区)では上戸一〇銭、中戸五銭、下戸三銭であった。⁽³²⁾

他方、受業料収入の不足を補うものとして小学区内反別割が一樣に見られるのは、既に明治六年七月に地租改正条例が布告され、岩手県においても八年から地租改正事業が着手・進行する事態のなかで、学校費に關しても、地価に賦課する方向に沿って県の方針が実施されつつあったものとみることができよう。

二

以上に見られるように受業料徴収に關する県の方針は、開校伺においても、実態においても、学区人民の抵抗に遭遇していたといえよう。この抵抗の背景には、第一には上から組織されてくる教育の性格と学区人民のおかれていた生活諸条件との矛盾が存したことである。そのことは、たとえば岩手県では学制に基く小学校の設立は、従来の寺子屋の一切の廃止、私塾・家塾に対する抑圧的姿勢を通して図られたことによつて、学区人民にとって必ずしも身近な存在ではなかったし、さらに寺子屋すら未発達であった地域にとつては小学校の設立自体が理解困難なものであったということにみられるであろう。第二には、商品・貨幣経済の未発達(生産力の低さ)に基因する学区人民の経済的貧困性であり、そのうえに地租改正事業をはじめとする政策的事業が少からず民費負担を強制したことである。県の受業料徴収方針に対する学区人民の抵抗は、こうした諸要因が絡み合った形で行われたものといえるであろう。

第一六大区一番扱所戸長赤前沢質が県に提出した学校設立説論の願書及び第一大区・一四小区の厨川学校の受業料増加の願書には、次に見るように、そうした事情を示しているものである。

〔第十六大区一番扱所ヨリ学校設立御説論願〕

願書

学校設立之議ニ付当春米屢懇説及候得共今以永統之目途之開校ニ至兼必意説論行届不申恐縮罷在候、当部内之如き多分無筆之者にて、当時組惣代十四名御候処、文案致書面等取調候者二名、面付位ヲ漸ク認メ候者三名斗リ、イロハ・数字ニ過ザル者一兩名、外無筆ニ而事務ニ堪ザル向多分ニ御座候ニ付、猶以今より学校ヲ設之度次第第二御座候、僻陋村間旧弊ヲ唱ヒ民心固より鄙吝目前ヲ計、一時有志寄付カ或ハ牛馬ノ數ニ寄テ課出スルカ亦者高割等ノ事ニ至ル、何れも差支ノ廉ノミ申立、元來愚ニシテ学問之何たるヲ知ラザルハ尚懇説了解ノ場も可有之候得共、却而面ニ經濟ノ名ヲ表シ暗ニ他ノ權利ヲ妨グル等ノ如キハ實際施行致難ク當惑罷在候⁽³⁵⁾として

戸長は、明治八年十月二日、官員派出願説論の願を出しているが、県から依頼をうけた久慈支庁の上田農夫は、同月一日「学校設立之儀ニ付、同所へ出張致シ老若八十名余ヲ集メ段々説論ヲ加へ候処、鉄石(錐ヲ突ク如ク一向知覚無之、頑固トハ更ナリ木偶人同様ニテ殆ド当惑ス⁽³⁶⁾)と報告している。

また厨川小学校では、

「明治六年開業已来同済之通一人ニ付一ヶ月二銭宛取立来り候処、明治七年八月本県第四百三十三号ヲ以五銭以上五十銭迄取立可申旨御布達ニ相成候得共、当小区意外ノ貧村、剩困窮今日ニ迫り候者モ不少、日月出精ノ生徒ニモ既ニ半積減少之勢ヒニ付、貨幣之為空敷入學ニ至兼候義ニ而者実以意憾ニ奉存候故、無拠其儘二銭宛取立来候⁽³⁷⁾」という状況であった。

受業料のこうした実態は、学区人民の小学校への関わり方を表わしたものであったが、こうした低額の受業料でさえ、学区人民にとっては容易でない負担であり、たとえ小学校に「理解」を示すものにとつても就学上の関門であった。そのことは同時に、国民皆学の

もとに就学督励と受業料収入による学校経費支弁を重要な課題とした県にとつても、政策上の障碍になつていた。したがつて、県はこうした現実を無視することができず、八年以降、方針を事実上修正ないし転換させていくようになった。

前出の厨川小学校では、八年七月従来の二銭の受業料を引上げる為、戸長兼学区取締 田鎖光郎は「村方江頻々説諭ヲ逐ゲ候得共 込モ五銭已上ニ而ハ入学為仕兼候趣小前之者共ヨリ申出ニ付 当分之内三銭已上十五銭迄取立罷有候間 御差支モ無之候ハバ此段御聞届被成下度奉願上候」と「願書」を県令に出しているが、県はこれを聞届けている。

八年五月には、雫石・繋の両学校の受業料廃止願が、雫石・繋・西安庭三村の組惣代一二名、戸長市村矩継の連署で県に提出されているが、県はこれを認めている。

「下々家ニ至〔テハ〕退学スル者多分ニシテ月々之経費ニ不能充且就学之年齡ニシテ入校セザル者モ有之 其事実ヲ押セバ僻陋之村落金融ナク月々受業料ニ差迫自然如前頭ノ事故相生候相生候義ト奉存候間、将来受業料相廃シ校内一切之経費兼而其学区内江課出、右之内ヨリ支払致候得バ、操替金等手数相省候上事故申立退学スル者ト就学セザル者ト無残入校益々隆興可相成儀ト存シ村内人民協議ニ及候処、何レモ同意ニ御座候間、右文通取計可然哉、此段奉伺候以上」

また同年一二月には、横田・東横田の両学校（第二二大区一小区）の「積金利子ヲ以テ両校学資ニ相充候様仕、以来生徒授業料相廃何分区内ニ不就学之徒無之様仕度」とする受業料廃止の願書、さらに翌九年二月、葛巻学校（第十六大区九小区）の、受業料不徴収の從

来の方針維持のため資本金利子による学校経費支弁の願も、県はこれを認めている。

「作權以書附奉願上候

一金 五百円 葛巻学校資本金

此利金九十円 但一ヶ年金一分八厘利足

内訳

金六十円 教師年給 但一ヶ月金五円

金十八円 世話掛年給 但一ヶ月金一元五十銭

金十二円 学校借家賃 但一ヶ月 金一元

金二十四円 分校字小田村へ廻し金 但一ヶ月金二元

金十二円 校内年中入費見込

小以 金百二十六円

引 金 三十六円 不足

右へ

金二百円 葛巻村惣旧高惣牛馬へ更ニ割附

内

金百円

是者葛巻村惣旧高七百七十五石四斗二升二合へ割 一石ニ付十二銭

八厘九七中

金百円

是者同村惣牛馬七百二十一頭牛並千二百五十二頭馬合千九百七十三

頭へ割 一頭ニ付金五銭〔○〕六八五

合資本金七百円

此利子一ヶ年 金百二十六円

右者一昨明治七年学校設立以来漸々盛殖ニ相来一同相慶罷在申候 然処近月ニ至迫々費目金額相嵩永続之儀心配仕居候 随而受業料取立申処 当村者小前之者多分故月々受業料取立候事ニ而者兎角連綿入学も為仕兼可申事件ニ付 学校設立之際一同協議ノ上受業料取立不申管ニ而資本献金勉勵為仕候事故、今更受業料為差出候儀も一同不意之事ニ御座候間

依之更ニ金七百円葛巻村惣旧高並惣牛馬へ割附 右利金ヲ以学校費目ニ充 永統仕度小前一同示談仕候奉願上候儀 恐多奉存候得共前頭割合之通御許容被成下度此段奉願上候 以上
明治九年二月

第十六大区五番抜所葛巻村小前一統

組惣代 櫛木 長吉(他七名)

戸長 佐藤 立磨

岩手県令 鳥 惟精殿⁽⁴⁾

こうしてみると、受業料徴収の県の方針は明治八年から九年にかけて、事実上半ばは放棄され、学費課出と学校資本金による支弁へと転換されつつあったとみることができよう。九年八月の「学事諸表並現状要略文部省へ御進達」において「此儀(受業料―筆者)一ヶ月五錢以上廿五錢マデヲ定度ニ致シ置候得共 学資蓄積ノ方法相備り候者及ビ貧民ノ子女ハ受業料相廃シ候事⁽⁴⁾と述べているのもこうした現実を追認したものであった。「明治九年公学表」によれば、県下小学校四四六校の内、受業料徴収校は二二一校、不徴収校一四六校、不明八九校、⁽⁴⁾『文部省第五年報』(明治一〇年)によれば、小学校五一〇校の内、徴収校二二四校、不徴収校二八六校と半数以上の学校が受業料を徴収していないという実態になっているのも、こうした県の方針変更を示しているものといえよう。さらに、後述することであるが、明治一〇年一二月の「学資課賦概例」が「課賦ノ方法ヲ設ケタル上ハ生徒受業料ハ免除スヘキヲ 但受業料差出度旨篤志認願ノ者ハ此限ニ非ス⁽⁴⁾としたのは、受業料徴収による学校費支弁の原則の放棄を政策として認めたことを意味するものであった。

第二章 学校永続保護方法と学校資本

第一節 民費と小学校教育費

受業料徴収を原則とした小学校経費支弁の方針は、そのイデオロギー的役割は別にして学校維持の基本的役割を担うものではなかったし、現実的にも県の基本的な政策になり得なかつた。受業料による不足額を充足するもの或いはそれに代わり得るものは、学区内人民の徴集金―寄付金及び割賦金―であった。これは学制の民費負担・学区負担の原則の帰結であつたといえよう。

ところで、この民費負担という民費とは如何なるものであつたろうか。民費の概念は、「もともと官費に対する名称であつて、この原始的用法に従えば、官の支弁する経費に対し、民の支弁する経費を意味。すなわちある部落またはある町村の利害のみに関する経費はこれを民費とし、部落民又は町村民の協議による支弁に任せた⁽⁴⁾」ものを明治初期当初においては、官費と区別するために多く政府或は府県がこれを用いた⁽⁴⁾ものであるが「民費に包括される範囲も、年次によつて相違」し、且つまた「事実上は各地において区々であつた⁽⁴⁾」とされるほど錯雑としたものであつた。それは、明治維新という社会変革、政治変革においては、新たに社会的に組織されるべき事業の費用を誰がどのように抛出・負担するかについて当初から統一的な原理・方針をもち得ない必然的な所産であつたからであつた。とりわけ、従来は人民自ら支弁するとされた「部落またはある町村の利害に関するもの」というものは人民の協議によつて成立し、直接には官の統制の及ばないものであつたとはいへ、それはいわば公私未分化の封建制度下のものであり、近代社会への歴史的移行期にあつた明治初期においては、旧町村そのものが温存されながらも、

新たな地方行政区画・組織が創設され、その下で新たな事業が次々と作り出され、近代的な公私分化が複雑に進行する過程では、従来の「部落またはある町村の利害に関するもの」という「原則」も、新たな具体的な条件に即して適用されなければならない問題となっていたといえよう。ただ、ここで確認しておかねばならないのは、この期においては、民費を最も広義的にいえば、官費とされるもの以外の一切の地方の費用であると共に、人民の負担する経費であり、収入の概念であったということである。

しかし、ここで問題にしようとするのは小学校費の民費負担の原則が、明治一年「地方税規則」によって地方税に統一されたところのもの（府県税及び地租割民費）と、当初において如何なる関係をもっていたかということである。

明治六年一月三日「僕婢馬車人力車駕籠乗馬遊船等諸税規則」⁽⁴⁷⁾（太政官布告第三一〇号）は、これらの諸税を「全国一般ノ税」として「全国一般ノ経費」に充てることとしたが、同時に「其土地限り道路橋梁ノ修覆或ハ貧民教育小学費用運卒入費等ニ宛テ候為メ同種ノ諸品上ニ付テハ別ニ税額ヲ立テ幾分ヲ増税セシメ増分ヲ以テ右入費ニ宛テ候儀適宜次第不苦候得共其都度租税察へ届出申事」として、国税附加税的な形で賦課徴収し、その一部を小学費用に充てることを認めていた。この府県の限り取立分は、翌七年一月一九日「賦金」と称せられ（太政官布告第七号）、明治八年九月八日、国税・府県税の区別を経て、同年一〇月三日「府県税」と改称され（太政官布告第一四九号）、同月三〇日、内務省達乙第一四二号によって、その費途概目の一つとして、病院貧院道路橋梁堤防溝渠運卒費水消防等と並んで学校があげられている。

他方、明治六年七月二八日の地租改正条例（太政官布告第二七二号）は「従前官庁並郡村入費等所ニ課シ取立来候分ハ総テ地価ニ賦課可致尤其金高ハ本税金ノ三分ノ一ヨリ超過スヘカラス」として、

国税たる地租三分ノ一を旧来の民費の一形態として定めたものであった。当時、民費には様々な形態が存在していたが、この地租三分ノ一額も含めて、明治七年四月一八日、大蔵省は民費取調の書式を府県に示したが（大蔵省達第五三三号）その民費による支弁費目の一つに学校費があげられていた。

これらの府県税及び地租三分ノ一の民費の支弁費目の一つとして学校費が掲げられていたことは注目し値するものであった。というのも、それらは、とりわけ地租三分ノ一民費は、未だ公法的徴収権を得ていなかったとはいえ、事実上、強制的に徴収され、府県管内費の主要な財源であり、地方経費を支弁するものとされたからであったからであり、また、その支弁費目について、この歴史画期においては様々の可能性が存在したと考えられるからである。ここに示された学校費が、小学校費といかなる関係をもっていたかは、政策的にも、実態的にも明確なものではなかったが、そのことは明治一年七月の三新法（「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方規則」）制定に向けて、それに先立って開催された第二回地方官会議の主要な議題の一つであったことによっても明らかであろう。⁽⁴⁸⁾

二

これらの地方経費に充てられるべき府県税と地租三分ノ一民費が、明治初期当初、岩手県においてどのように徴収、支出されていたかは必ずしも十分に明らかにはされていない。

すなわち「置県当初から明治七年までは、県費もまた官費であって、特に区別していた様子がなく」「民費を区別して決算報告する例は、未だ出現した様子が見当らな」い、という状況であり「明治五年より、同八年にいたる正租二種と雑税の総額」のうち「民費として、どの程度費消したかは詳かではない。但し地租改正条例の定むるところによっても少くとも明治七年からは、地租税額の三分一以下であったものと推察されよう」と⁽⁵⁰⁾とされている。

「去ル明治四年、盛岡県ヲ置かれ、尋テ、岩手県ノ改称アリ。其頃、大蔵省ニ申請スル所ノ各種ノ費額、七万円ニ過ギズシテ、歳入ハ、十九万五千円余ナリ。爾來、県治ノ沿革事務ノ奉運トニ從ヒ、新経費ノ増加ナルモノハ、素ヨリ当ヲ得ルモノカ、客年七月以降本年六月迄、一周年ノ額、内外予算概計十二万二千五百円余此他、土木費、警察費、營繕費等ノ別ニ官費ヲ以テ支出スルモノ、八千五百七十八円余トヲ併セ、凡十三万七千八百八円余ハ、当庁ニ於テ費スルノ官費ニシテ、即歳出ノ金額之ナリ。(明治九年七月、上進書「県治事務分課実蹟」)

『県史』によれば、右の「各種ノ費額七万円ニ過ギズシテ」とあるのは「一応地方費と認むべきであらうか?」としているが、そうだとすれば、当初においては、「国税(正租)」として徴収されたものは、国費・地方費の未分化において徴収されたものであり、そこから、「地方費」が未分化状況的に支出されたものといえよう。また『県史』が「土木・警察・營繕等を含めて、十三万一千七十八円余は、岩手県庁関係で費消する一年間の官費であるという。明かに地方費である」と指摘するように、国税・府県税の区分がなされた明治八年以後にあつても、県庁で扱うものは「官費」として意識される状況であつた。

府県税に関しては、明治八年九月の国税・府県税の区別に即して、岩手県では、翌年三月二三日県税規則を定めて公布し、四月一日より施行すると布令している。同年八月三〇日布付の三一の町の税金は、魚問屋、鮓問屋、川魚鳥問屋、青物問屋、塩問屋、和菓種問屋、獸肉問屋、毛皮問屋、質屋の税種で、税額合計一七万二五〇〇円という莫大なものであつた。しかし、これが「果して四月一日より実施できたか否か明らかでない」といわれる。したがって、今のところ、府県税が当初、小学校教育費とどのような関係にあつたのかに

ついては、この限りでは不明であるが、後に述べる地租三分ノ一定額民費及び小学校教育費の実態から推測すれば、小学校費に支出されてきたとは考えにくいものであつた。

他方、地租改正条例にもとづく地租三分ノ一額が、岩手県において、いつから、どのようにして徴収されたかは必ずしも明確とはいえないが、明治八年頃であるといわれる。『岩手県史』によれば、明治八年の春に、民費一年の経費額を定め、それによつて旧石高一石ニ付一六銭を徴収したとされるが、全管内の賦課対象外の臨時地元限のものは、その枠外として、課賦の都度、県庁に伺稟せしめ、審査検印の上、許可を与えていたといわれる。つまり、管内経費としての定額民費(一石当り一六銭)と臨時地元限民費が存在し、定額費とされるものが地租三分一に相当するものであつた。尤も明治八年は地租改正事業の進行中であつたから、地租三分ノ一といつても、それは旧石高によるものであつた。旧石当り一六銭というのも、明治八年当初の予算額(貨幣額)を、同年春の石高二万六千三百七十八、七五七石で除したものの三分の一であつたと思われる。

ところで明治八年中には地租改正はほぼ完了し、九年には地価による地租金納が開始される事態を迎えて、地租三分ノ一民費をどのような形で具体化するかは、県にとつて極めて重要な課題になつていた。八年一月には、同年一二月に予定された県総会議の第一の問議事項に「民費之事」が掲げられたのも、そうした情勢を反映したものであつた。しかし、一二月の県総会議は延期され、翌九年一月七日に、岩手県で初めての総会議が開催され、「民費の問題」は原案通り「地価百分ノ一内五分ノ四ヲ徴収シ定額ニ余残アル時ハ翌年ノ賦課ヲ減スルノ法ヲ更メ余残ハ年々蓄積ノ方法ヲ設け年定額ノ課賦不減事」と決定された。すなわち、地租三分の一の五分の四を県に上納し、五分の一は地元限に留め置き「地元限ニ係ル可キ道路・橋梁・堤防ノ修繕其他臨時費用ノ予備」に充てることとしたの

である。この五分の四額は、各大区扱所単位で集約、県に納入されるものであったが、その多くは、扱所管轄内の経費、すなわち区費として、月々県から下渡されるものであり、定額区費あるいは単に区費とも呼ばれた。

ところで、小学校経費は、この区費といかなる関係にあったのであろうか。

先に述べたように、国やレベルにおいては学校費は民費支弁の一費目として掲げられていたが、それは小学校費を含むものか、含むとすればいかなる関係においてであるかは、明確にはされていなかったのである。

しかしながら、この時期に、このような問題が問題として論議された形跡は見あたらない。小学校は全県的に設立・維持されねばならないものでありながら、学区人民にとって、その費用は、小区限り、村限りの負担と考えられていたのか、—しかも、受業料という生徒個人負担の現実の困難さの代償として—、これは今のところ不詳である。定額区費五分の四の支弁対象費目外であったことは確かである。また地元限五分の一区費との関係も明確ではなかったようであるが、後述するように（第三章）五分の四定額区費とは異なり、小学校費がそこから明確に排除されるべきものと考えられていた訳ではなかったようである。とはいえ岩手県においては、小学校費は区費によっては支弁されないというのが一般的状況であった。したがって、小学校費は、定額民費以外の「民費」として、学区内人民の負担を通して組織される道を与えられていたといえよう。

第二節 学校保護方法と学校資本金

一 小学校費の民費負担とは、定額民費以外の民費としての寄付金・割賦金のことであった。ここでは、まず、この寄付金が、いかなる

表4 大迫学校費寄附金 別人数(1)

寄 付 金 額	寄付人数
3円	4
1円50銭	2
2円	1
2円50銭	7
1円	4
50銭	1
37銭	5
25銭	14
20銭	5
18銭	3
15銭	1
12銭	15
10銭	11
8銭	1
6銭	30
5銭	21
4銭	8
3銭	35
2銭	84
合 計	248

歩、朱で表わされているものはそれぞれ円・銭に換算した。合計額・人数は一致しない。『岩手県教育史資料第七集』220pより作成。

ものであったかを具体的に検討してみよう。寄付金に関して、具体的な形で最も早いものとして示しているのが大迫学校の場合である。明治六年七月に仮教場で開校した大迫学校では、前述の通り受業料収入を学校経費支弁の中心とすることが図られたのであるが、それは翌七年三月には「官費補助（委託金であろう—筆者注）及受業料ニテハ費途困難ニ依」として、本堂親知（第八区祠官兼学区取締）外三名（大迫町市長、大迫村戸長、区長）及び有志者二四五人から、寄付金五〇円四銭二厘五毛を寄付金として募集している。この寄付金が、学校経費の支弁を目的にし、また同年一二月に再び寄付金が募集されていることから、一時に短期間に徴集されたものである。表4にみるように、各村の寄付額は二銭〜三円（三円は本堂親知外三名である）の広範囲にわたっていること、及び、有志者二四五名が大迫村村民だとすれば当時の大迫村の戸数推計約三四〇戸⁽⁵⁸⁾の七二%にあたり、この寄付は「有志」という形をとりながら、大衆賦課的な性格を有していたといえよう。また五〇円という金額（本堂親知外三名の寄付金一二円を除くと三八円であるが）も、当時の大迫村石高三六二石三斗七升五合からすれば相当の負担であったといえよう。因みに、八年の定額民費五八円（石一六銭）に匹敵するものであった。

さらに大迫村では同年一二月、「第八区区长田口藤成、大迫有志者百五十人」から五八七円二〇銭、内五〇〇円を「大迫小学校資本金ニ蓄積ス」として寄付金を募集している。⁶⁰

ここで注目せねばならないのは、この寄付金が学校経費支弁を含みながらも、学校資本金として募集されていることである。資料でみる限り岩手県で最も早い学校資本金構想であるが、これがどのような現実的背景と考えに基いて出されてきたのかは今のところ不明である。尤も学校経費の受業料収入と委託金による不足額を割賦的な徴集をとらないという考えである限り、学校経費を経常的に支弁するためには、有志寄付にその都度依存する訳にはいかず、資本金が考えられてくることはありえたことであろう。大迫学校のこの寄付金募集において、区长田口藤成による「説論」は、その意味で注目すべきものであった。それは、次にみるように、小学校教育の人民子弟にとっての必要性和小学校費の父兄拠出の責任性を、朝廷の慈恵と権威とに結びつけて自覚せしめようとするものであった。それはいわば、受業料納入義務の寄付金版ともいえるようなものであった。

「今般

朝廷至仁ノ思召ヲ以テ 僻遠遐陬ノ子弟婦女ニ至ル迄 人ノ人タルノ理ヲ知ラシメ 人ノ人タルノ理ヲ知ラシメ 人タルノ生ヲ遂ゲシメ 人タルノ分ヲ尽サシメント欲シ 人ノ人タルノ理ヲ知ラザレバ 自恣ニシテ人ノ妨碍トナリ 怠惰ニシテ凍餓ニ至テ自ヲ恥ジズ 人モ亦怪マズ 是深ク悲嘆セラルル所ナリ 夫レ人ノ人タルノ理ヲ知レバ 人タルノ生ヲ遂ゲザルヲ得ズ 人タルノ生ヲ遂ゲント欲シ 為人ノ分ヲ尽サザルヲ得ズ 此レ知ヲ開キ業ヲ得ルニアラザレバナラザル所ナリ 苟〔ク〕モ知ヲ開キ業ヲ得テ 茲ニ勉勵スルトキハ豊ニ生活ヲ遂グル固ヨリ無論 夫レ知ヲ開キ業ヲ得ルハ 学問ニ非ラザレバ不能 是レ則チ天下ニ数万ノ学校ヲ御設立被為在トコロニシテ 御仁恤ノ深キ未ダ曾テ有ラザルト

コロナリ

父兄タル者 宜ク

朝意ヲ成載シ

相共ニ協心同力学校ヲ盛ニシ 子弟婦女子ヲシテ必

ズ学問ニ従事セシムベシ 夫レ学校ヲ盛ナラシムルニ幾何ノ金ヲ費サザルヲ得ズ 今子弟婦女子学問ニ従事セシムルハ 知ヲ開キ業ヲ得テ 身

ヲ立テ 産ヲ興シ 安業ニ生活ヲ遂グル資本ナレバ 父兄タル者学校費

用弁ズルハ固ヨリ理ノ当然タリト雖ドモ

朝廷又篤キ御仁恤ヲ以テ御委託金御慮ミアリ 実ニ難有事ニアラズヤ

父兄タルモノ豈袖手因循シテ

朝意ニ背〔ク〕ヲ得ンヤ 是ヲ以テ極窮ヲ除クノ外各其分ニ応ジ 父

タル者朝意至仁ノ御盛拳ニ対シ奉リ、免ルベカラザルノ勤ナリ 依之毎

戸此意ヲ説論シ 以テ寄附金ヲ勸募ス

明治七年十二月廿三日

第八区々長 田 口 藤 成⁶²

このような説論の積極的な担い手は区长以下、副区长、戸長、学区取締であり、さらには百姓代等村内重立者がくみいれられたことであろう。

五八七円余の寄付金は、恐らく、こうしたイデオロギー的操作を媒介にして募集されたものであろう。尤もこれだけの多額の寄付金が一時に徴集されたとは考え難く——表5にみられるように一人当たり寄付金額は前年に比して極めて高い——月賦的・年賦的に徴集されるものであったと思われる。また寄付主体は「説論」からすれば、学齢子弟を有する者が主要な対象とされたと考えられ、寄付人数が、これほどの取組みにも拘らず百名も少ないのはこうした事情によるのかもしれない。

明治八年に入ると、学費寄付に関する資料が見られるのであるが、表6に掲げるのは一月～九月におけるものである。

ここにおいて、寄付金の組織化が広く図られつつある状況を見て

表6

学校名	大区扱所	郡	寄付人数	寄付金額
新堀	第7大区3番扱所	稗貫	278	35円30銭
志家	第1大区1番	(南)岩手	31	4円82銭
久慈	第16大区	(南)九戸	44	56円75銭
官守	第12大区2番	(西)閉伊	126	158円72銭
小友	第12大区2番	(西)閉伊	215	180円15銭
飯豊	第10大区6番	(東)和賀	114	13円3銭
大野	第17大区1番	(北)九戸	523	125円61銭
八重畑	第7大区3番	稗貫	107	55円19銭
戸塚	"	"	16	29円
下鬼柳	第10大区2番	(東)和賀	64	45円25銭
綾織	第7大区2番	(西)閉伊	169	205円25銭
釜織	第13大区2番	(東)閉伊	57	55円77銭
川目	第1大区3番	(南)岩手	55	17円48銭
下鱒沢	第12大区2番	(西)閉伊	113	146円
達曾部	第12大区2番	"	172	174円38銭
織笠	第13大区4番	(東)閉伊	149	178円32銭
岩泉	第15大区1番	(北)閉伊	?	242円38銭

『岩手県教育史資料 第三集』資料目録等より作成。
郡名の()は、明治11年以降の名称を表わす。厘以下は四捨五入

表5 大迫学校寄付金別人数(2)

寄付金	人数
35円	2
30円	1
25円	2
20円	5
15円	1
10円	9
8円	3
7円	3
5円50銭	1
5円	16
4円	1
3円	8
2円75銭	1
2円50銭	1
2円	6
1円55銭	1
1円50銭	3
1円25銭	1
1円15銭	1
1円	16
70銭	17
50銭	21
40銭	4
30銭	7
25銭	19
合計	150

『岩手県教育史資料第七集』
221Pより作成。
これで計算すると合計金額586円5銭となり、587円20銭に合致しない。恐らく1名欠けたことによるものであろう。

とることができるのであるが、なかでも第七大区二番扱所においては扱所内地域全体において一般的になっていることが知られる。これらのうちで、寄付人数、寄付金額が比較的多く、寄付面簿のみられる下鱒沢学校、達曾部学校の場合を検討してみよう。

下鱒沢学区では、八年七月、組織代菊池七蔵外村民一二名より一四六円を寄付として徴集しているが、その内訳は学校建築入費(新築のための積立金)二三円五〇銭、書籍費一五円、器械費四円五〇銭、積金一〇三円である。⁶³⁾教員給料が、この寄付金支途費目に含まれていないが、受業料収入によったものと思われる。八年二月の開校伺(前出)では、受業料及び委託金収入による経費不足額は村反別に割賦徴集することになっていたのであるが、実際に割賦徴集されたかどうかは資料的に不明である。明治九年公学表によれば、同校の生徒数四七名(男二九、女一八)、受業料収入は一〇円四銭⁶⁴⁾となつているが(一年間の収入額かどうかは不明)、教員給料三〇円には及ばない。その限りで、割賦が行われたとも思われるのであるが、積金の存在は、この場合には、割賦が行われたなかつたことを逆に推測させるものである。すなわち、一〇三円の積金は「組織代菊池七蔵、同菊池義晴、石田多七」の三名に利率一分五厘で「貸置」くとされており、この積金利子は一年で一五円余になり、受業

表7 下鱒沢学校寄付別人数
(明治8年7月)

寄付金	人数
10円	3
7円	1
6円	1
5円	3
4円50銭	2
4円	3
3円50銭	3
3円	3
2円	5
1円75銭	2
1円50銭	11
1円	4
87銭5厘	2
81銭2厘5毛	2
75銭	2
50銭	8
25銭	3
18銭7厘5毛	4
12銭5厘	7
6銭2厘5毛	44
計 146円	113

「明治八年学校事務回議」(第五号)
57号、寄附人簿より作成。

表8 達曾部学校寄付金額別人数 (明治8年7月)

寄付金	人数	寄付金	人数
10円	1	75銭	26
7円	1	70銭	1
5円	3	66銭2厘5毛	1
3円	4	65銭	1
2円75銭	1	62銭5厘	8
2円50銭	1	60銭	2
2円	7	56銭2厘5毛	1
1円93銭7厘5毛	5	50銭	18
1円81銭2厘5毛	2	45銭	1
1円75銭	1	43銭7厘5毛	1
1円68銭7厘5毛	1	40銭	5
1円62銭5厘	1	37銭5厘	5
1円50銭	6	31銭2厘5毛	1
1円37銭5厘	4	30銭	4
1円30銭	1	25銭	16
1円25銭	8	20銭	4
1円12銭5厘	3	15銭	3
1円	11	12銭5厘	1
93銭7厘5毛	2	10銭	9
87銭5厘	1	174円37銭5厘	171

「明治八年学校事務回議」(第五号) 59号より作成。

料収入と合わせてはば教員給料額に近似するからである。そうだとすれば、この場合の寄付金は、村反別割賦を避けた代替としての機能を果たすものであったといえよう。その意味で、学校積金は、一方では学費割賦を避けるものとして、他方では受業料収入不足を補完するものとしての役割を与えられ、学校資本の萌芽とみることができよう。また寄付人数一二名は、当時の同村の戸数一七二戸(全部農家⁽⁶⁶⁾)の六割以上にあたること、寄付金額の分布状況(表7)からすれば、この寄付が、有志寄付といいながらも、大衆的な反別割賦に近い形で組織、徴集されたものといえる。さらに同村の定額民費は約五七六円と計算されるから、一四六円の寄付金は相当の負担であったといえる。

また同扱所内六小区の達曾部学校に関していえば、支途費目に学校建築費を欠いているが、表8にみられるように下鱒沢学校の場合と同じ性格のものであったといえよう。

こうしてみると、これらの寄付は、一般化する訳にはいかないが少くとも第十二大区二番扱所内では学費割賦の代替であり、同時に積金という学校資本金への過渡的形態をとっていたとみることができる。尤も、こうした性格の寄付が、寄付という形でもかくも組織されたところは、これ自体調べるべきことであるが、県内においても相対的に経済力の高い地域であったと思われる。因みに表9に見られるように、大迫村の稗貫郡及び第十二大区二番扱所の(西)閉伊郡は、戸当り地価、人口比地価の相対的に高い地域に属していることが知られる。

明治八年六月、(稗貫郡)第八大区四番扱所二等書役、

表9

郡	地価(千円)	地価/戸数	地価/人口
南岩手	1,778	149.7	30.2
北岩手	1,062	271.1	48.5
紫波	2,367	409.5	69.7
禰貫	2,396	335.6	62.6
西和賀	103	106.5	17.0
東和賀	2,249	307.2	56.1
西閉伊	1,251	271.1	54.4
南閉伊	193	62.4	11.9
東閉伊	531	77.0	15.3
中閉伊	48	72.3	12.6
北閉伊	127	47.6	8.7
南九戸	343	116.5	19.3
北九戸	465	130.1	17.3
(平均)		206.9	38.4
西盤井	989	166.0	27.3
東盤井	1,645	180.1	29.6
江刺	1,363	197.4	37.4
胆沢	1,595	235.3	37.7
気仙	335	48.4	7.5
二戸	603	104.0	19.0

○地価は「明治十一年坤号達綴甲」(通番号14)より算出。

○戸数・人口は、明治11年11月5日内務省に提出された数値による。

『岩手県史 第8巻』443~444頁

田中繁志は県令宛に学校永続方法建白書を提出している。それは、委託金と県学資金を学校備本金とし、その貸付利子と受業料とを学校経費の基本財源とし、不足を部内水妨地、山林原野、官地における桑茶等の殖産収入によって補い、将来は官費、村費に依拠せず、また貧民の受業料を徴取せずに学校永続維持を図ろうとするものであり、それまでの間は学校経費を縮減することとするものであった。すなわち、学校経費を学校資本と受業料とで支弁することとして、学区民に割賦徴集することを避けようとしたものであった。それは、建白書にいう次のような現実を背景にもっていた。

「元米鹿地ニ而富メル者少ク貧スル者多ク夫故受業料モ不多候所ヨリ何月ノ計算モ不足相立候 教師並世話掛月給及僕役給料筆墨紙薪炭油宮繕費其外雑費共相滞候ニ付 取締役甚ダ被苦候様ニ相見ヒ申候 然ル処一昨癸酉年以来地券調ヨリ絵図並墓地屋敷調引統耕地丈量及取穫米取調迄之諸費 其上定額民費 学校仕払不足金等迄割賦候而者尅石高ニ不容易相懸可申 此上右学校不足金往々割賦候ハバ富ル者滋々少ク貧スル者ハ弥々多ク 左候ハバ就学候者モ自然不就学ニモ至リ可申哉ト奉存」

県内の多くの学区においては開校伺にみるように、反別割・地価割等の割賦の徴集によって学校経費の相当部分を支弁していたと思われるのであるが、右の建白書にみられるような現実状況は、程度の違いはあれ県内の学区の一般的状況であったと思われる。したがって問題は、学校経費の不足を補うための一時的でない臨時の寄付・割賦徴集の問題にとどまるものではなく、学校費を経常的に支弁する方法的形態、いわば制度的形態の創出を現実的の要請とするものであった。しかしながら、明治初期にあっては、学費の公法的徴収権付与は政策的に意識的に避けられていた下で且つ、建白書にみられる学費の割賦徴集が人民の不平・不満と共に益々困難となる現実の下で、小学校費を学区人民の拠出によって経常的に組織化・維持支弁することは極めて困難な課題であったといえよう。その意味で、前述の如き性格の寄付金の存在とともに、この建白書は、県の学費政策に方向性を与える一つの契機となったものであったと思われる。

二

明治八年九月一四日、県は、各区村町に次の「小学校之義に付管内御諭達」を付達した。

「(略) 然ル処僻地窮蹙ニ至リ候テハ猶頑愚自安シ 小学ノ教ハ無用ノ物ニ看做シ殊ニ農商ニ在リテハ破産懶惰ノ基杯ト相唱進歩ノ機ヲ妨害致シ候者モ有之哉ニ相聞不埒ノ事ニ候 抑小学設立ノ御趣意ハ毎々公布モ有之通 苟クモ人民タル者不可欠モノニ候間 取締ハ勿論其父兄タル者モ厚ク相心得 不就学ノ男女無之様猶此上注意可致候 且各学校ノ中ニモ学資常備ノ設モ無之連月多少ノ費額ヲ生ジ之レガ為課出之時々人民各自ノ苦情ヲ鳴シ候様ニテハ将来保護之道モ難見据候ニ付 今ヨリ永

続保全ノ方法等該区人民協議ヲ尽シ半途ニシテ廢校ノ憂無之様見込ノ趣
 意取調 伍長以上連印ニテ來ル十月十日迄ニ可届出候 尤不時ニ官員巡
 回訊問及び候儀モ可有之ニ付 予テ不都合無之様注意可致候(以下略)⁽⁶⁸⁾

みられるように、これは、先に述べた現実的状況のなかでの学校
 永続保全方法の現実的要請に政策的に対応しようとするものであつ
 た。それは、学校資本金創出を明確にしたものではなかったが、そ
 れに接近した性格のものと評価できるであろう。

この県達によって、各学区で学校永続保全方法の協議が組織され
 ていったとみられるのであるが、僅か一ヶ月以内に届出るとするの
 は極めて困難であつたとみえ、提出延期願を出した所もあつたが、
 多くは具体的方法を提出するには到らなかつたようであり、八年末
 迄に届出たのは、第一大区四番扱所、第四大区一番扱所第一六区八
 小区内等の二〇三〇校ほどであつた。⁽⁶⁹⁾

これらのうちには、学校資本金の創出を「積極的」に図ろうとし
 たものと、必ずしも積極的ではなかつたものがみられる。前者には、
 渋民学校(第二大区三番扱所)、栗石、繫・西安庭の二学校(第四
 大区一番扱所)、大槌学校(第一三大区二小区)、篠木学校(第一大
 区一七小区)等がみられ、後者には、泉屋敷学校(第八大区七番扱
 所)、煤孫学校(第十大区五小区煤孫村)等がみられる。これらの
 学校の永続保全方法がどのようなものであつたのかを具体的に検討
 してみよう。

① 渋民学校

渋民学校(渋民・門前寺・川崎・芋田・下田の五ヶ村が学区)で
 は、八年十一月、工藤包吉外一七五名から一六六円を寄付徴集して
 いる。それは、これを原資に充て、年利一割八分で貸付け、利子を
 支消せず蓄積し、十二年目から「一切民費ヲ課」出すことなく、
 利子一五六円で一ヶ年の学校経費を支弁することを目途とするもの

表10 渋民学校寄付金額別人数

	渋 民 村	門前寺村	芋 田 村	川 崎 村	下 田 村	計
10円以上	1	0	0	0	0	1
5円以上10円未満	2	0	0	0	0	2
3円 // 5円 //	4	3	1	1	0	9
2円 // 3円 //	3	3	8	2	6	22
1円 // 2円 //	9	4	0	1	8	22
50銭 // 1円 //	16	8	0	4	10	38
25銭 // 50銭	15	3	0	1	0	19
25銭未満	34	0	0	0	29	63
計	84	21	9	9	53	176
	105		71			
寄 付 金 額	76円7銭5厘 23円5銭		25円	10円60銭	31円27銭5厘	
人 口	786		863 (倉内村舎)			
戸 数 (推計)	112~157		123~173 (//)			

・寄附金・人数については「渋民学校寄附面簿」により作成。
 ・人口は、明治10年のもの『岩手県教育史資料第五集』より。
 ・戸数(推計)は、人口を5~7で除した数値。

表11 雫石・繫・西安庭村寄付金額別人数

寄 付 金 額	寄 付 人 数			計 (%)
	雫 石 村	繫 村	西安庭村	
20円以上～30円	4	3	4	11(2.0%)
10円以上 20円未満	9	9	8	26(4.8)
7円 “ 10円 “	15	7	14	36(6.6)
5円 “ 7円 “	35	14	10	59(10.8)
3円 “ 5円 “	35	14	33	82(15.0)
2円 “ 3円 “	28	18	20	66(12.1)
1円 “ 2円 “	48	42	45	135(24.8)
15銭 “ 1円 “	66	24	43	135(24.4)
	239	129	177	545
		306		
人 口	1,295人	2070人		3,365人
戸 数 (推計)	185～259	296～414		

- 寄付金額・人数は「明治八年回議」(第八号)(明治8年10月)。11号「寄附人面簿」より作成。
- 人口は、明治10年の数である。『岩手県教育史資料第五集』111頁より。
- 戸数(推計)は、1戸当りの人数を5～7で除した数値。

であった。⁽⁷⁰⁾ 寄付金一六六円は、その積立計画からみると、166×(1.181-1.180)⁽⁷¹⁾ 卅156となり、学校経費額に一致することから一時に徴集されたものであろう。この寄付もまた、表10にみられるように大衆賦課な性格をもったものであり、渋民、門前村では推定八割前後の戸数が寄付に応じることが知られる。

②雫石学校、繫・西安庭学校

この二校の学校永続維持方法は、県達後の十月に早くも県に提出されている。それは九ヶ条からなっているが、七年間(明治八～十四年)にわたって毎年二五一円四三銭五厘ずつ寄付金として徴集・

積立て、年九銭六分の利率で「人選之上」貸付け、利子を支消せず蓄積し、八年目から利子で一年間の学校経費一八四円七銭一厘四毛を支弁しようとするものであり、資本蓄積中の七年間の学校経費は民費に課出するものであった。⁽⁷²⁾ すなわち学区人民は毎年・各自の「毎戸草高」の等級に応じて寄付金を徴収され、同時に別に学費を割賦として負担するといふものであった。この寄付金は、寄付面簿から寄付金分布状況を整理すると表11の如くなるが、それは毎戸草高の等級、あるいは「全戸に協議」というように事実上の割賦であったとみることができるのであるが、それは表にみるように、雫石村ではほぼ全戸・繫・西安庭でも九割前後の戸数が寄付に応じたものと推計されることによっても裏付けられるであろう。また、一年間二五一円の寄付は、同扱所の地価一七万二千円、⁽⁷³⁾したがって定額民費、地元階留置分は、八・九年は一七〇〇円、三四〇円、十年以降は八五〇円、一七〇円であり、学校経費負担額一八四円余を加えると、地元限留置分をも越える額となり、きわめて過重な負担を強いるものであったといえよう。

さらに、この寄付は、「雫石郷学校保護スルノ方法設立可致旨懇ニ御説諭モ有之ニ付村内一同協議仕候所」(傍点筆者) というように戸長兼学区取締の市村矩継の積極的・主導的取組みによって組織されたものであり、その際には、次の「願書」にみるように、小学校教育と学区人民の学費拠出の必要性とを「聖旨」の遵守と結びつけた説論が行われたものであった。

「願書

学区ヲ別テ国民教育ノ法ヲ拡充スル聖詔下リシ以来 万方化ニ嚮ヒ此ニ陸統トシテ辺陲ニ至ルマデ学校ノ設立アラザルハナシ 然リ而シテ其費用ノ如キハ各区民力ノ形況ニ依テ扶持永続ノ法ヲ異ニセリト 当部内ノ如キハ山谷綿亘セル瘠土ニシテ收穫極メテ渺ク 加之耕耘ノ外何ノ生

産ナケレバ村落大率貧困ニシテ 今日区入費ノ支出ニ堪ヘザラントス
若シ他日斯ノ学校ヲ保存スル能ハズシテ之ヲ廢スルアラバ 上聖旨ニ戻
リ下聖教ニ化スル能ハズ 文明ノ何物タルヲ知ラザラン実ニ遺憾ノ至リ
ニ堪ヘズ (以下略)⁽⁷³⁾

③ 大槌学校

大槌学校 (大槌村・小槌村) では、十月に学区内大槌村人民一五六名から二七四円余を寄付金として徴集している。それは、これを積金の基礎として「相応抵当を以一ヶ月金十五円江二十五銭之利分ヲ以分限之者へ相預ケ」、利子と受業料で教師月給を支弁し、諸費・不足分は「当分一小区高人口」に割賦徴集して賄うこととし、年々「多少寄付積金ヲ増シ」て将来は割賦をなくし、利子と受業料で学校経費を支弁することを前途としたものであった。⁽⁷⁴⁾ この寄付は、積金利子を学校経費に支消しながら蓄積を図り学校資本の確立をめざすものであったが、寄付の性格は、やはり大衆賦課的なものであったと思われる。

④ 篠木学校

篠木学校 (平賀新田、土淵村、大沢村、篠木村、大釜村、上厨川村を学区とする) では十一月、「篠木学校保護方法申出之願」を県に提出している。それは、「学資常備金額積立方法」として「来明治九年十一月当部内旧石高惣高割一石ニ付金十二銭五厘宛、四三七〇石六合に賦課し、五四六円二七銭余を徴集し、これに委託金一〇円四三銭五厘七毛を加えて学資常備金となし、「分限之者江抵当取請預置何分之利子ヲ以費額ヲ補候事」とするものであった。⁽⁷⁵⁾ これは「利子ヲ以費額ヲ補候事」という点では、学校資本の創出を明確にめざしたものは必ずしもいえないかもしれないが、基本的には割賦による学費支弁を避けようとするものであった限り、やはり学校資本的性格をもつものといえよう。また、資本の原資を寄付金に

ではなく、旧石高への割賦徴集に大半を依拠するものであった点は、①③とは異っていた。さらに、この保護方法の協議において、県達が大きな位置を占めていたことが、次にみるように窺い知れる。

「一昨明治六年八月設立仕候得共、未学資取備之設無御座候ニ付生徒受業料ニ而者入費引足不申 連月多少之費額相生シ候ニ付 永統保護之方法等相立申度一統志願罷在候得共 容易之金数ニ而ハ一時費額ヲ補迄ニ而常備之方法ニ御届サル所ヨリ自然遷延仕候所 今般本県第二百十六号ヲ以御頒布御座候ニ付 一統協議仕此方法 (略) 書裁仕此段申上候 (略)」

⑤ 煤孫学校等

煤孫学校は、十一月「永統保全之方法」を県に提出している。それは、一年の学校経費を九〇円とし、その内、受業料収入五二円余を差引いた不足金三七円余を「村方旧高千四百八十四石五斗五升五合江本年之処ニ而高一石ニ付金ニ銭五厘三毛割賦」で賄うとするもので、資本金は「臨時御扶助金御下渡之分並ニ寄付金之儀ハ身元造成者江抵当引替置候 右ヨリ取上ノ利子ヲ以テ資本金ト仕度奉存候⁽⁷⁶⁾」というように、積極的、具体的にその創出を図ろうとするものではなかった。

十一月に県に提出された泉屋敷学校・下川原学校の保護方法も、受業料収入の不足を、「高一石ニ付金二銭ノ割」で旧高石に割賦徴集しようとするもので、⁽⁷⁷⁾ 資本金の創出への言及は見ることができない(尤も、この場合、設立直後という事情によるものかもしれない)。

三

県達は、以上に見たように、学校永統保護方法の協議・組織化において、ある程度有効に働いたものと評価することができよう。し

かしながら、「伍長以上連印にて来ル十月十日迄」届出るべきものとされたにも拘らず、実際に県に提出されたものは僅かであり、提出されたなかにも、永続保全ノ方法という点では具体性に乏しいものもみられたのであった。

こうした状況をふまえて、県は翌明治九年三月「学務官員巡回手続」を定め、学事巡視において、学校永続方法・学資蓄積をその重要な対象にすえることとした。すなわち、「手続」は、小学教則、学資徴集、生徒奨励、学齡賞与、貧民学校、巡回所務の六項に関して定めているが、全体として、学区人民の不平・不満の存在の現実状況を前提として、それに慎重に対処しながら、人民の学校への関心の喚起を図り、就学増と学費の拠出を求めようとするものであった。学資徴集に関しては「手続」は次のように述べている。

「既ニ学校ヲ設立スト雖モ民力其学費ニ堪ザルヨリ区々ノ苦情ヲ嗚ス者アリ。是民俗ノ通弊ナリ 故ニ其学区内土地ノ肥瘠生産ノ有無等ヲ考查斟量シ 男子ハ繩索ヘ 蓆織 馬脊 草鞋ヲ製シ 婦女ハ紡績 織織等ノ余力ヲ加フルカ 各々其区ノ情態ニ応ジ 鉄鑄ノ稼儲ヲ醸蓄シ他日其貨殖ヲ得テ資本トシ 其取利ヲ以テ校費ヲ維持スル等ノコト 但本文ノ方法ハ 兼テ布達ノ通り人口或ハ旧石高或ハ反別等ニ課出スルハ勿論若金穀寄附アルトモ勤テ之ヲ支消セズ 貨殖ノ方法完備ノ日初メテ其課出ヲ廃スルコト」

こうして県は九年四月から五月にかけて、第五課（学務）の官員を県内各学区を巡視させるに到った。以下、簡単に巡視状況を紹介してみよう。

四月十日～三十日、第二、十七・十六・十五大区の巡視にあたった中村喜寧は、地域の情態に沿った形で学資蓄積を説諭・指導しているのが復命書において窺われる。

「仮令ハ海浜ハ漁業及塩等ヲ以テ小々ノ品ヲ積立 或ハ年末其地ニ属スル取利ノ高ヨリ年々幾分カ徴取ノ積リ 山間水蔭ノ村落ハ薪炭其他木実 草根ノ類ニ至ルマデ鉄鑄ノ醸蓄ヲ設ケ 学費永続ノ方法可相備旨及説諭候事」

第二、三、四、九大区の巡視にあたった大里哲郎は、「……村々之儀者多分貧村にして民俗鄙野を窮メ 父兄其上於てハ学事ノ何物タルヲ不弁して己ニ度外ニ見候次第にて学事挙ザルコト殆ド昔日ノ如ク 甚しきハ学校ノ名做みにて就学之者十二一も無之次第ニ候間、先ヅ毎戸ニ不就学ノ徒ナキ様及学資醸蓄等之儀及説諭候事」というように、就学督促と学資醸蓄を説諭の当面の主眼とするものであった。学資については、各学区の状況を視察・報告しているが、蓄積方法未設の村・学区に対しては、資力のある者には寄付（ないし割賦）をさせること、土地の情態に合った醸蓄による学校永続保護方法の設立等を説諭している。たとえば第三大区一番扱所内の平館学校・松尾学校の学区の巡視においては「学資之方法も無之故身元相応之者へ寄付等為致其他土地相応鉄鑄ノ醸蓄等相設ケ永遠保護之方法為相立候及説諭候事」と述べられているが、同様の説諭は、第三大区二番、三番扱所、第四大区二番、三番扱所、第九大区一番、三番、三番扱所内の各学区において行われている。

五月には、伴野新甫が天皇巡幸に際しての巡視説諭（管内沿道之諸学校不体裁之儀無之様……）を兼ねて、第五、八、十大区の各学区を、また（青木正興か田九十郎）は、第六、七、一二大区の各学区の巡視にあたり、同様の説諭を行っている。

こうした巡視を通して説諭活動によって、各学区でさらに学校永続維持方法の協議が組織され、学費が徴集・組織されていったとみることが出来る。そうした状況、様子は復命書にも窺われるのであ

るが、巡視以後、各学区から維持方法に関する伺、願が県に提出されていること、或いは寄付金が資本金として徴集されていることによっても知られる。たとえば、五月には第九大区一番扱所内の前郷村、太田村からは「学費御用聞届願」が提出されているが、これは一年間の学校定費を四一円八八銭と定め、六月と二月の二度（定額民費の割賦徴収時に合わせて）、地価に割賦徴収し、受業料と合わせて経費に充て、残金を学校積金として蓄積しようとするものであった。⁽⁸⁰⁾

学校資本金の創出をめざして寄付の徴集が図られたものに、下鱒沢学校、達曾部学校があげられる。

下鱒沢学校では、九年六月、組惣代菊池平蔵外一〇八名の村民から六二〇円余の寄付金を募集している。その内訳は、学校建築入費・書籍器械費一四二円余、残額四七八円余を積金に充てるというものであった。これは、八年七月の寄付と共通した性格をもつものであったが、前回に比して寄付金額が全体額としても、個々の村民の拠出額にしても極めて多額（約四倍強）になっていることに表われているのであるが、「永遠維持の原資ニ相備申度旨願出候」というように、県達及び巡視・説諭活動にみられる学校資本の積極的な政策的位置づけに照応したものとみることができよう。また、積金四七八円余は「寄付人共銘々江利子一分五厘ニ而貸置申度」（傍点筆者、前回は組惣代三名に貸置）というように、一時に徴集されたものではなく、有志村民が各自の寄付金額に応じて月賦的ないし年賦的に寄付金及び利子（利子のみであったかもしれない）を拠出するものとされたのであろう。それは、当時の同村の定額民費（推定・前出）五七六円からしても、学校諸経費（書籍・器械以外の教員給料等）の支弁負担（受業料等、尚割賦が行われたかは不明）の上に、定額民費をこえる寄付金が一時に徴集されたと考ええることは困難であらう。さらに、寄付人数一〇二名は、同村戸数の六割以上に

表12 下鱒沢学校寄付金別人数 (明治9年)

寄付金	人数	寄付金	人数	寄付金	人数
40円	3	5円	2	1円56銭2厘5毛	2
28円	1	4円25銭	1	1円43銭7厘5毛	4
24円	1	4円12銭5厘	2	1円37銭5毛	1
20円	3	4円	1	1円18銭7厘5毛	1
18円	2	3円93銭7厘5毛	2	93銭7厘5毛	14
16円	2	3円83銭2厘5毛	1	87銭5厘	3
14円	3	3円75銭	1	68銭7厘5毛	1
12円	3	2円75銭	2	46銭5厘	1
		2円50銭	4	43銭7厘5毛	5
9円	3			23銭7厘5毛	3
8円50銭	1	2円43銭7厘5毛	1	18銭7厘5毛	10
7円25銭	2	2円33銭2厘5毛	1		
6円50銭	8	2円	4		
6円	2	1円87銭5厘	3		
5円25銭	3	1円75銭	2		
				620円18銭7厘5毛	109

「明治九年回議」(第六号) 98号より作成。

表13 達曾部学校寄付金額別人数（明治9年6月）

寄付金	人数		寄付金	人数	
30円	1	1	2円1銭	1	56
15円	1	6	2円	5	
11円50銭	1		1円90銭	1	
11円25銭	1		1円87銭	2	
11円	1		1円83銭	1	
10円	2		1円80銭	1	
			1円75銭	13	
8円	4	20	1円70銭	1	
7円50銭	1		1円64銭	1	
7円10銭	2		1円55銭	1	
7円	1		1円50銭	11	
6円	1		1円35銭	2	
5円55銭	2		1円25銭	9	
5円50銭	2		90	1円20銭	2
5円25銭	1			1円12銭	1
5円6銭	1			1円10銭	1
5円	5			1円7銭	1
4円62銭	1	1円		7	
4円31銭	1	93銭		1	
4円25銭	1	89銭		2	
3円87銭	1	87銭		1	
3円75銭	3	80銭		2	
3円62銭 5厘	1	76銭		4	
3円50銭	7	75銭	2		
3円37銭	1	70銭	3		
3円25銭	2	65銭	1		
3円20銭	1	60銭	2		
3円12銭	2	59銭	1		
3円6銭	1	51銭	7		
3円	6	50銭	11		
2円87銭	1	45銭	1		
2円75銭	5	40銭	3		
2円57銭	1	30銭	4		
2円50銭	2	27銭	5		
2円25銭	3	25銭	15		
2円12銭	1	20銭	3		
2円10銭	1	12銭 5厘	10		
2円2銭	2	480円4銭5厘	210		

あたり、また表12にみる寄付金額の分布状況からして、この寄付が前回同様各戸の経済力に見合った大衆賦課的な性格を帯びたものといえるであらう。

(略)

内訳

金百円学校建築入費見込

金四十二円三銭五厘 書籍並器械費ノ見込

金四百七十八円十五銭三厘 積金

右之通今般下鱒沢学校寄付金仕込積金四百七十八円十五銭三厘者寄付人共銘々江利子十五厘ニ而實置申度奉存候此段御聞届願候也

「一、金六百二十円十八銭七厘五毛
右者当村菊池平蔵外百八名有志之者共別冊ノ通書面金員下鱒沢学校へ寄付仕永遠維持の原資ニ相備申度旨願出候間御聞届相成り度此段奉願候以上

第十二大区二番扱所

明治九年六月三日

また同扱所内の達曾部学校においても同年同月に、達曾部村有志二一〇名から表13にみるように四八〇円余の寄付金を募集している

内訳 { 25円 諸学校費
48円23銭6厘 書籍・器械代
406円80銭9厘 積金

「明治九年回議録」(第四号) 第97号より作成。

表14 学校費寄付金状況（明治9年4月～8月）

大区・扱所	月・日	学校名	寄付人数	寄付金額
第1大区5番	7・5	篠木	70	87円57銭
6大区2番	6・17	星山	65	300円
〃	〃	草刈	141	300円
〃	6・28	彦部	122	400円
6・3番	6・17	赤沢	121	300円
10大区3番	4・27	岩崎	130	41円72銭
12大区1番	6・23	横田	228	320円
12〃2番	6・5	下鱒沢	109	620円18銭
〃	6・7	上鱒沢	88	459円52銭
〃	〃	宮守	80	241円
〃	〃	小友	235	509円75銭
〃	〃	達曾部	210	480円45銭
〃	〃	綾織	83	328円50銭
12大区3番	7・11	糠前	61	336円50銭
〃	8・21	栃内	144	269円
13大区1番	7・5	大槌	362	625円
〃3番	6・29	大釜石	246	725円92銭
〃	7・21	甲子	156	452円
〃	〃	平田	94	522円
14大区1番	6・8	田老	425	438円78銭
〃6番	〃	田代	114	236円
15大区2番	6・8	穴沢	72	452円
〃6番	7・11	栃木	61	101円20銭
16大区1番	6・11	宇部	57	400円
〃	〃	野田	56	400円10銭
〃	8・19	玉川	44	41円90銭

『岩手県教育史資料 第四集』資料目録より作成。

が、この寄付についても下鱒沢学校の場合と同じことがいいうるであらう。さらに、同扱所内において、同時期に上鱒沢村、上宮守村、小友村、綾織村の寄付が募集されていることにみられるように、これらの寄付が扱所単位で上から組織されていたものであると考えられよう（表14）。

表14は、明治九年四月～八月において、学校費寄付が比較的に大衆的規模で組織されたものを換げたものであるが、ここにおいて学校資本金の創出を目的とした寄付が広がりつつあることが窺い知れるであらう。このように、明治八年から九年にかけて、学校資本金は、学校永続保護方法の樹立において政策的推進の重要な位置を与

えられつつあったとみることができらるであらう。

注

序章

(1) 黒崎勲『公教育費の研究』青木書店 一九八〇年

(2) 『明治以降教育制度発達史』第一巻

(3) 明治政治が、教育を人民のものとする考えを有していた訳でもなく、また、教育を国家目的との関係で把握することを否定したものはなく、むしろその反対であったことは、先行研究において明らかであり、その意味で、「被仰出書」「勞制」の理念は、人民との関係で自覚されたイデオロギー操作という性格を有していた。「被仰

出書」における国家との関わりは、あくまでも旧国家、幕藩的國家との関係における否定であつて、明治國家との関係においてはなかつた。

- (4) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 2 教育政策(2)』一九七四 財団法人教育研究振興会
- (5) これらの数値は、文部省の雛形にもとづいた統計の数値であるが、調査の方法は必ずしも厳密に統一的であつたとは思われず、実体を正確に表わしたとはいえない面がある。

第一章

- (6) 岩手県教育調査研究所編『岩手県教育史資料第二集』岩手県学校用品株式会社、昭和三二年 一〇八〜九頁
- (7) 同右 一一九〜一二一頁
- (8) 明治六年〜一〇年までの五年間で五一校の設立をみており「昭和三十一年頃現在の小学校数五六三の九〇・七六% (分校二二二校をも含めれば六五・一%) に当る。(同右、一一頁)
- (9) たとえば、明治七年六月二〇日 岩手県令から内務卿 大久保利通宛の「郡村区別画改正並郷村吏給料増方等之儀ニ付申上」にみられる。(岩手県『岩手県史 第八巻』杜陵印刷 昭和三九年 三六五〜六頁参照)
- (10) 『岩手県教育史資料 第二集』一一一頁
- (11) 「明治六年学校職務進退」(記録掛) 一七四九号 岩手県庁文書保存庫所蔵(以下県庁所蔵)
- (12) 『岩手県教育史資料 第二集』一一五頁
- (13) 同右 一一八〜九頁
- (14) 「学校職務進退」一七五七号 県庁所蔵(東長岡村小学校及び赤沢村小学校の開校願は『岩手県教育史資料 第二集』一一四〜五頁参照)
- (15) 遠野市遠野小学校『教育八十年』(『岩手県教育史資料 第二集』所収、一五五頁より重引)
- 明治七年三月二九日、岩手県令島惟精が正副区長に布達した「小

開学ニ付布達」はこれと殆んど全く同一の体裁・表現・内容であるが、恐らくこれを基にして作られたものであらう(『岩手県教育史資料 第二集』一四六頁)

- (16) 同右
- (17) (大迫尋常高等小学校)「学校沿革誌」(明治六年より昭和三二年まで) 大迫町立大迫小学校所蔵『岩手県教育史資料 第七集』所収 二二三頁より孫引
- (18) 『岩手県教育史資料 第二集』一二三〜一五頁、これは文部省第一年報の基礎となつたものである。「一小学校一ヶ年ノ経費ヲ四百六十二円ト概計シ管内ノ地券金高二応シテ之ヲ課シ或ハ時宜ニ寄り生徒ノ授業料ヲ以テ割賦ノ現数ヲ減シ其人口ノ多少市邑ノ貧富其他實際上ノ便宜ニヨリテ之ヲ取捨ス」(『文部省第一年報』一三二〜三頁)
- (19) 同右 一四六頁
- (20) 同右 一四六頁「詮議之次第ニ付」とあるが、詮議の内容は不明
- (21) 「明治八年学校事務回議」(第一号)、三二号 県庁所蔵
- (22) 同右 三三三頁
- (23) 同右 六号
- (24) 同右 三二一頁
- (25) 「明治八年学校事務回議」(第二号) 一二号 県庁所蔵
- (26) 「明治八年学校事務回議」(第三号) 六一号 県庁所蔵
- (27) 「明治八年回議綴」(第七号) 四一四号 県庁所蔵
- (28) 同右 七号
- (29) 「明治八年回議綴」(第九号) 五八号 県庁所蔵
- (30) 前掲「明治八年回議綴」(第七号) 九号
- (31) 同右 三二一頁
- (32) 『岩手県教育史資料 第三集』昭和三二年、六八頁
- (33) 「明治八年回議綴」(第五号) 五九号 県庁所蔵
- (34) 岩手県教育委員会編『岩手県近代教育史 第一巻』昭和五六年、第六章第二節参照

- (35) 前掲『岩手県教育史資料 第三集』五八頁
- (36) 同右 七四頁
- (37) 同右 六九頁
- (38) 同右
- (39) 同右 六八頁
- (40) 同右 七五～六頁
- (41) 「明治九年回議」(第二号) 四〇号 県庁所蔵
- (42) 『岩手県教育史資料 第四集』昭和二年 一四〇頁
- (43) 同右 一四六～一七四頁から算出
- (44) 「明治十年坤号達綴」(通番号9) 文書課、県庁所蔵
- 第二章
- (45) 大蔵省編『明治大正財政史 第二〇巻』九四四頁
- (46) 藤田武夫『日本地方財政制度の確立』岩波書店 昭和六一〇頁
- (47) 内閣記録局編『法規分類大全31租税門1』明治二四年、覆刻原本、昭和五五年、原書房
- (48) 同右
- (49) 明治史料研究連絡会編『第二回地方官会議傍聴記録(下)』一九五八年
- (50) 『岩手県史 第九巻』昭和三九 七六頁
- (51) 同右 七六頁
- (52) 同右 四四頁
- (53) 同右 九二～三頁
- (54) 同右 七六～七頁
- (55) 岩手県議会議務局編『岩手県議会議史 第一巻』岩手県議会議 昭和三六年 一四五頁。しかし、この総会議は諸般の事情により開会されなかった。同書一四五～六頁
- (56) 同右 一四九頁
- (57) (大迫小学校)「沿革誌」(明治六年より明治四五年まで) 学務委員・菅原五兵衛筆写 大迫中町 菅原隆太郎蔵、『岩手県教育史資料 第七集』所収 二二〇頁
- (58) 明治一〇年「小学区画編製之儀」『岩手県教育史資料 第五集』所収)によれば同年の大迫村の人口は一七二名である。他方、明治一七年の「岩手県学区表」による大迫村の人口は一八〇八名、戸数は三六二戸とある(『岩手県教育史資料 第七集』二四九頁)。したがって一戸当り人数は約五人である。
- (59) 『岩手県史 第九巻』八二頁
- (60) 注(57)に同じ
- (61) 『岩手県教育史資料 第三集』七一～二頁
- (62) 注(47)に同じ
- (63) 「明治八年学校事務回議」(第五号) 文書課 第五七号 県庁所蔵
- (64) 『岩手県教育史資料 第四集』一六七頁
- (65) 森嘉兵衛編『宮守村誌』宮守村教育委員会 昭和五二年 五六六頁
- (66) 同右書による同村の明治一一年の貢租額 $1438.814 \text{円} \times 100 \times \frac{3}{2.5} \times \frac{1}{100} = 1757.5$ から算出
- (67) 『岩手県教育史資料 第三集』七一～三頁
- (68) 同右 七三～四頁
- (69) 同右、資料目録による
- (70) 「明治八年回議綴」(第九号) 学務課 県庁所蔵
- (71) 『岩手県教育史資料 第三集』八三頁
- (72) 「明治十一年坤号達綴甲」文書課 県庁所蔵
- (73) 注(71)に同じ
- (74) 「明治八年回議」(第八号) 学務課七七号 県庁所蔵
- (75) 「明治八年回議綴」(第九号) 学務課 五九号 県庁所蔵
- (76) 「明治八年回議綴」(第五号) 学務課 県庁所蔵
- (77) 「明治八年回議綴」(第九号) 五六号 県庁所蔵
- (78) 『岩手県教育史資料 第四集』八七頁
- (79) 巡視に関する引用・叙述は、同右書一一七～二五頁による
- (80) 「明治九年回議綴」(第六号) 学務課一一七号 県庁所蔵

（81）「明治九年回議録」（第四号）学務課 県庁所蔵
本研究は、昭和五年度および五六年度の文部省科学研究費補助金
〔総合研究(A)〕（代表者、荒井武・東北大学教育学部教授）による共同
研究「東北地方における近代学校成立過程の実証的研究」の成果の一部
として執筆したものである。

（一九八二年十月十五日受理）